

(2) 県災害廃棄物処理計画に基づく教育・訓練

大規模災害に備える体制を整備・維持するため、平常時から廃棄物処理等担当職員及び災害廃棄物処理緊急支援要員を対象に、県・市町村合同の「教育・訓練」を継続的に実施します。

また、教育・訓練を効果的に実施するとともに、その成果を共有するため、県・市町村による「奈良県災害廃棄物対策連絡会（県・市町村担当部課長会議）」を引き続き運営します。

【個別事業例】

- 「奈良県災害廃棄物対策連絡会」の運営（再掲）
- 県・市町村・関係機関・団体合同の教育・訓練の実施（再掲）

(3) 市町村の災害廃棄物処理計画の策定促進

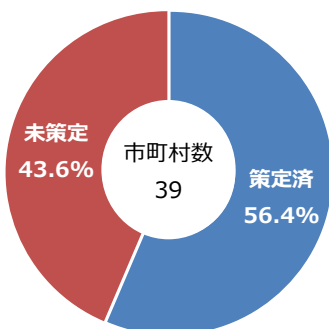
市町村における災害廃棄物処理計画は、令和3年度末までに県内22市町村（56.4%）で作成されていますが、全国平均（71.9%）に比べて低い状況です。引き続き災害廃棄物処理計画の策定・見直しを促進するとともに、災害廃棄物処理の実効性を確保します。

【個別事業例】

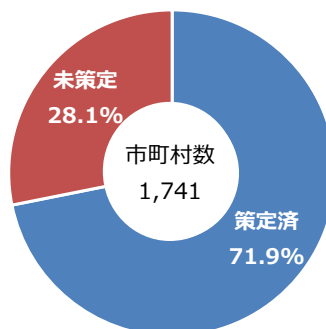
- 市町村災害廃棄物処理計画の策定・見直しの促進

◆全国と奈良県の災害廃棄物処理計画策定率の策定状況

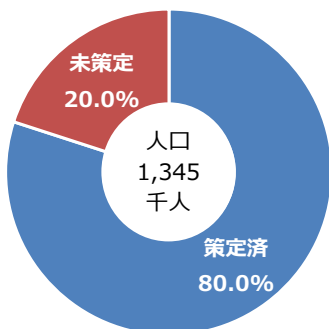
災害廃棄物処理計画策定状況
(奈良県、市町村数比率)



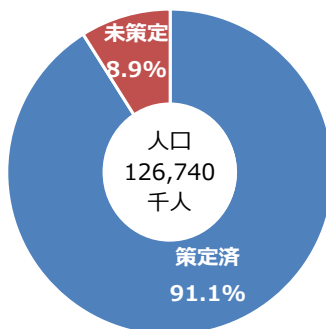
災害廃棄物処理計画策定状況
(全国、市町村数比率)



災害廃棄物処理計画策定状況
(奈良県、人口比率)



災害廃棄物処理計画策定状況
(全国、人口比率)



注1) 有料化市町村数は令和3年度災害廃棄物処理計画策定状況（令和4年3月末時点で策定済みの自治体）

注2) 人口は一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）令和2年度実績

6-6 県・市町村の連携・協働による施策推進

(1) 災害廃棄物処理対策の推進（再掲）

(2) 安定的な一般廃棄物処理の継続支援

県全体で人口減少・高齢化が進行しており、特に南部地域では人口減少・高齢化が著しい状況です。そのため、今後、効率的な収集運搬が難しくなるにつれ施設維持が困難になる可能性があります。ごみ処理施設の更新時期やごみ発生量の変化、地域特性等を考慮しながら、ごみ処理広域化を推進する市町村を支援します。

【個別事業例】

- ごみ処理広域化を推進する市町村への支援

(3) 廃棄物の減量化・再生利用の推進

廃棄物の減量化・再生利用を推進するため、特に、プラスチック類のリサイクル促進について、県・市町村の連携・協働による取組の充実を図ります。

【個別事業例】

- 各分野・業種の再生利用等実態調査
- リサイクル（再生利用）・リユース（再使用）を促進するための啓発、関連情報の発信

(4) 不法投棄・使用済家電等対策の強化（再掲）

7. 推進計画

基本目標「未来に生きる『ごみゼロ奈良県』」を実現するためには、私たち一人一人が、自らの日常生活や事業活動を再点検し、廃棄物の排出抑制や再使用、資源の循環利用を進め、環境への負荷ができる限り低減されるライフスタイルや事業活動に転換していくことが大切です。

そのため、県民、地域団体・NPO、事業者、行政等が、相互に連携・協働するパートナーシップを構築しながら、それぞれの責務や役割を認識し、主体的かつ積極的に行動を起こしていくことが必要です。

7-1 各主体の役割

(1) 県民

県民は、自らがごみの排出者であることを自覚するとともに、日常生活のなかでごみ処理は避けて通ることのできない課題であることを認識し、生活のあらゆる場面で、ごみの排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）という3Rを推進することが必要です。

県民一人一人の3Rを推進する意識と行動により、事業者の事業活動や環境に対する姿勢を変えていくことにつなげ、環境と経済が好循環する持続可能な社会を構築していくことが重要です。

【取組事例】

- ごみを減らす暮らしの実践
 - ・ 買い物時には、過剰包装を断り、マイバッグを持参
 - ・ 一時的に必要な物はリース・レンタルを利用
 - ・ リターナブルびんや詰替用商品の積極的購入
 - ・ 修理、修繕するなど物を大切に長く使用
 - ・ 食べ残しを削減する生活の実践（作りすぎない、買いすぎない、食べ残さない）
 - ・ 野菜の皮や魚の骨等を活用した調理
 - ・ レストラン等へのマイ箸の持参
 - ・ コピー用紙の両面使用、衣服等のリユース推進
 - ・ 再生紙使用の紙製品（ノート・封筒等）の購入
 - ・ まだ食べることができる食品のフードドライブへの寄付
- ごみをごみにしない暮らしの実践
 - ・ 自治会の資源回収やスーパー等の店頭回収に積極的に協力
 - ・ リサイクルショップやフリーマーケット（ネット上を含む）の活用
 - ・ ごみの自家処理（コンポスト容器、生ごみ処理機）
- ごみを資源に変える暮らしの実践
 - ・ ごみの分別を徹底
 - ・ 燃やせるごみとしての排出の減量化（新聞紙、段ボール、雑紙、ペットボトル、プラスチック製容器包装等の資源ごみの分別等）
 - ・ 家電リサイクル法などの法制度を遵守（家電ごみを無許可業者に出さない）
 - ・ グリーン購入（奈良県リサイクル認定製品など再生資源から作られたものを積極的に購

入) の促進

- ・ 地域における環境関連の学習会やイベント等に積極的に参加
- ごみの不法投棄や不適正処理の撲滅への協力
 - ・ 不法投棄や不適正処理を発見した場合は、直ちに県や市町村等に通報
 - ・ 地域でのクリーンアップ活動などの環境美化運動への積極的参加
 - ・ たばこや空き缶のポイ捨て、粗大ごみ等の不法投棄は絶対にしない
 - ・ 外出時に出たごみの自宅への持ち帰り

(2) 地域団体・NPO等

地域団体やNPOなどの団体は、3R活動等を通して、県民や事業者の意識高揚及び主体的取組を先導するとともに、さまざまな主体との連携・交流を図りながら、奈良県環境総合計画の重点プロジェクトである「きれいに暮らす奈良県スタイル」構築のベースとなる循環型社会の形成に向けた実践活動の推進役、人材育成の担い手となることが期待されます。

【取組事例】

- 自治会や町内会等によるごみの再資源化推進（資源回収、廃食用油の回収・燃料化など）
- 環境学習の機会提供
- 環境イベントやフリーマーケット等の開催
- 啓発活動（マイバッグ運動、リサイクル運動、環境美化運動など）
- 行政や事業者への提言活動

(3) 排出事業者

排出事業者は、その事業活動に伴って産業廃棄物や事業系一般廃棄物を排出していることから、廃棄物処理に関して最も重要な主体であることを認識することが大切です。環境に関する法令等を遵守することはもちろん、排出事業者責任や拡大生産者責任を十分に踏まえ、生産、流通、販売やサービスの提供などすべての段階において、循環型社会を形成するため自らが積極的に社会的責任を果たしていくことが強く求められます。

排出事業者は、循環型社会の形成に資する取組を通して、消費者の信頼と社会での企業価値を高めるとともに、経営改善や新たなビジネスの創出に繋げていくことも重要と考えます。

【取組事例】

- 排出抑制、再生利用に配慮した製品等の製造・販売
 - ・ ごみが発生しにくい製品、再資源化しやすい製品等の開発・製造
 - ・ 再生利用された原料の使用
 - ・ 不良品の削減や再原料化の推進
 - ・ 包装・梱包の簡素化、容器包装のリユース推進
 - ・ 修理、アップグレード、使用後の製品の回収等のサービス充実
- 循環的利用の推進
 - ・ リサイクル技術の開発
 - ・ 廃棄物処理の再生処理事業者への依頼

- ・ 販売店における店頭回収の実施
 - ・ 飲食店等における食品ロス削減の取組の実施
 - ・ 廃棄物系バイオマス有効利用の技術開発
 - ・ グリーン購入・グリーン調達への推進
 - ・ オフィス事務からの紙ごみ等の削減（使用済封筒やコピー紙のリユース等）
 - ・ 廃棄物処理計画の作成・推進
- 環境に配慮した事業活動の実践
- ・ 環境マネジメントシステム、環境会計の導入
 - ・ 事業活動から排出される廃棄物の排出抑制や資源化の実施
 - ・ 環境報告書の作成・公表
 - ・ 電子マニフェストの導入
 - ・ 従業員に対する環境教育の実施や環境保全活動への参加支援
 - ・ 地域でのクリーンアップ活動などへの積極的参加
 - ・ 行政の環境・廃棄物に関する各種調査・施策への協力
 - ・ まほろばエコオフィス宣言への登録

（４）処理事業者

廃棄物処理事業者は、廃棄物を適正に処理する専門事業者として重要な役割を担っています。このことから、廃棄物処理法をはじめ関係法令等の遵守はもちろんのこと、常に廃棄物処理・リサイクル技術の向上、専門知識の習得に努め、廃棄物を適正に処理しなければなりません。また、資源の有効利用促進の観点から、できる限り再生利用の増加に努める必要があります。

さらに、廃棄物の処理にあたっては、事業活動に伴う環境負荷を低減し、生活環境の保全に努めるとともに、積極的な情報公開を行い、廃棄物処理に対する地域住民の信頼を高め、地域との協調に努めることが必要です。

【取組事例】

- 廃棄物処理法をはじめ関係法令等の遵守による廃棄物の適正処理
- 積極的な情報公開の推進
- 排出事業者に対する助言や提言（法令遵守、分別排出・再資源化等の徹底）
- 再生利用の拡大など廃棄物処理の高度化
- リサイクル産業への積極的な進出、リサイクル技術の開発
- 行政による調査等への協力
- 環境に配慮した事業活動の実践
 - ・ 環境マネジメントシステムの導入
 - ・ 電子マニフェストの導入
 - ・ 優良産業廃棄物処理業者の認定取得
 - ・ 行政・団体等が開催する研修会等への積極的参加

(5) 市町村

市町村は、一般廃棄物の処理責任者として、中長期的な視点に立った一般廃棄物処理計画を策定し、地域住民や事業者に対する3Rの取組の促進を図るとともに、分別収集の徹底、廃棄物処理施設の整備、不法投棄や不適正処理の対策など地域に密着した施策を総合的かつ計画的に実施します。

また、一般廃棄物処理の広域化や災害廃棄物処理対策・不法投棄・使用済家電等対策など、本計画に掲げる広域的な課題等の解決に向けて、県・市町村の連携・協働による関係施策の推進に努めます。

【取組事例】

- 県・市町村の連携・協働による施策推進
 - ・ 一般廃棄物処理の広域化
 - ・ 災害廃棄物処理対策の推進
 - ・ 廃棄物の減量化・再資源化の推進
 - ・ 不法投棄・使用済家電等対策の強化
- 一般廃棄物処理施設の計画的整備
 - ・ 一般廃棄物処理計画の策定、処理施設の計画的整備
 - ・ ごみの再資源化施設、熱回収施設等の計画的整備
 - ・ 施設の長寿命化を図るストックマネジメントの導入（効率的な維持管理、更新整備）
- 一般廃棄物の発生抑制等の推進と適正処理の確保
 - ・ ごみ処理有料化をはじめとする経済的手法の導入検討・推進
 - ・ 資源ごみの集団・拠点回収等、分別収集体制の整備
 - ・ 食品ロス削減の取組促進
 - ・ 住民への普及啓発（3Rに関する情報提供、学習機会の提供）
 - ・ グリーン購入の推進
 - ・ 公共事業からのがれき類等の再資源化、下水汚泥の有効利用の検討・推進
- 不法投棄等の撲滅のための取組強化
 - ・ 不法投棄防止対策の推進（不法投棄防止の看板、フェンス、監視カメラ等）
 - ・ 監視パトロールの強化（地域住民の協力や県・関係機関等との連携等）
 - ・ 奈良県使用済家電等対策連絡会への参加

(6) 県

県は、広域的な観点から県内の一般廃棄物及び産業廃棄物の実態を的確に把握し、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の促進と適正処理の確保など廃棄物に関する施策を総合的に推進します。一般廃棄物処理の広域化や災害廃棄物処理体制の構築など、本計画に掲げる広域的な課題や県と市町村の連携強化が必要な課題の解決に向けて、県・市町村の水平連携・垂直補完による事業推進スキームの構築を図り、関係施策の推進に努めます。

県民、事業者、市町村等の取組に対する支援や適正処理確保のための指導・監督など、循環型社会の形成に向けて、関係部局が連携しながら各種施策を展開するほか、必要な制度の改正や財政支援措置について、積極的に国に提案、要望を行ってまいります。

【取組事例】

- 県・市町村の連携・協働による施策推進
 - ・ 一般廃棄物処理の広域化
 - ・ 災害廃棄物処理対策の推進
 - ・ 廃棄物の減量化・再資源化の推進
 - ・ 不法投棄・使用済家電等対策の強化
- 廃棄物の適正処理の推進
 - ・ 排出事業所や処理施設への立入調査による適正処理の徹底
 - ・ 産業廃棄物処理施設周辺の環境保全（指導・監督等）
 - ・ 排出事業者及び処理事業者の技術開発等の支援及び指導等の徹底
 - ・ 一般廃棄物処理の広域化など、市町村連携による処理施設の計画的整備の促進
 - ・ 災害廃棄物処理の相互支援確保のための諸計画の調整
 - ・ その他本計画に掲げる各種施策・事業の推進
- 不法投棄等の撲滅のための取組強化
 - ・ 「不法投棄見張り番」協力団体・事業所等の拡充
 - ・ 地域環境保全推進員による活動促進
 - ・ 不法投棄ホットライン（県民からの通報窓口）の運営
 - ・ 民間警備会社による監視パトロールの強化
 - ・ 警察との連携（スカイパトロール・路上検査）
 - ・ 県境付近での他府県合同の路上検査の実施
 - ・ 市町村による不法投棄防止対策への支援（不法投棄防止対策の看板、フェンス及び監視カメラ等の設置）
 - ・ 奈良県使用済家電等対策連絡会の運営
- 廃棄物の再資源化等の促進
 - ・ 事業者の研究開発、設備導入への支援
 - ・ 公設試験研究機関等による研究開発の促進
 - ・ 下水汚泥のエネルギー利用等の開発促進
 - ・ その他本計画に掲げる各種施策・事業の推進

7-2 計画の進行管理

- 計画の円滑な推進を図るため、県は市町村及び関係団体等に、市町村は地域住民に、関係団体は関係事業者等に計画及び進捗状況を周知し、その推進に努めます。
- 計画の推進にあたって、県は、県内の廃棄物処理状況や国施策の動向等を把握し、計画目標が達成できるよう適切な施策・事業を実施するとともに、状況に応じて、必要な見直しを行います。
- 計画の進捗状況は、市町村、関係機関等との情報共有を図り、奈良県循環型社会推進協議会や「きれいに暮らす奈良県スタイル」推進協議会など、さまざまな機会を活用して検討するとともに、広く県民への情報提供に努めます。

資 料 編

目次

資料1 環境を取り巻く社会動向	1
1-1 国際的な動向	1
(1) 持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals:SDGs)	1
(2) パリ協定	2
1-2 国内の動向	2
(1) 第五次環境基本計画と地域循環共生圏	2
(2) 循環型社会形成推進基本計画	4
(3) 食品ロス削減推進法	6
(4) プラスチック資源循環法	6
(5) 国内における温暖化対策の動き	7
資料2 地域の概況	8
2-1 人口	8
2-2 産業	9
資料3 廃棄物処理の概要	13
3-1 一般廃棄物	13
(1) ごみの処理	13
(2) し尿の処理	27
3-2 産業廃棄物	31
(1) 産業廃棄物の処理	31
(2) 特別管理産業廃棄物処理の状況	42
(3) 産業廃棄物処理施設の状況	45
(4) 産業廃棄物の広域移動状況	47
3-3 廃棄物排出量の内訳	49
3-4 大阪湾フェニックス計画	50
(1) 大阪湾フェニックス計画の目的	50
(2) 大阪湾フェニックス計画の主な経緯	50
(3) 現況等	50
(4) 奈良県からの廃棄物の大阪湾フェニックスセンター埋立処分場への搬入状況	51
3-5 不法投棄等の状況	52
3-6 廃棄物処理における脱炭素化の現状	53
3-7 産業廃棄物税の使途	54
資料4 将来予測の推計手法及び推計結果	55
4-1 一般廃棄物	55
(1) 人口の推計	55
(2) 一般廃棄物(ごみ)排出量の推計	56
4-2 産業廃棄物	58
資料5 下水道普及率の推移	60

資料1 環境を取り巻く社会動向

近年、国内外の環境を取り巻く状況は大きく変化し続けています。パリ協定を受けた脱炭素化の達成に向けた動きや気候変動への適応、循環型経済へのシフトなどが進み始めています。この間、資源循環分野においては、第四次循環型社会形成推進基本計画の策定、食品ロス削減推進法やプラスチック資源循環法等の法整備も進められてきました。

国連総会で掲げられた「持続可能な開発目標（SDGs）」の考え方に基づく取組が浸透しつつあります。国の第五次環境基本計画では、「SDGsの考え方も活用しながら、分野横断的な6つの重点戦略を設定し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化する。各地域が自立・分散型の社会を形成し、地域資源等を補完し支え合う「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱する」として、地域の活力が最大限に発揮される地域循環共生圏の取組がスタートしました。

令和2年10月には、政府が2050年カーボンニュートラルを宣言し、経済と環境の好循環による「グリーン社会の実現」に向けて、大きく舵が切られています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大をきっかけに、新たなライフスタイル、ビジネススタイルへの転換が進みつつあり、人々の行動や製品・サービスの提供などにおいて、新しい動きが生まれました。さらに、経済を、気候変動対策等を進めることにより持続可能な経済社会を実現する「グリーンリカバリー」の取組が進められています。

1-1 国際的な動向

(1) 持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals:SDGs）

平成27年の国連総会において、持続可能な開発目標（SDGs）が採択されました。SDGsは2016年から2030年までの国際目標で、17の目標とそれらに付随する169のターゲットから構成されており、経済・社会・環境の3つの側面を統合的に解決する考え方が強調されています。先進国を含めた国際社会全体が、将来にわたって持続可能な発展ができるよう、それぞれの課題に取り組んでいくことが求められています。

持続可能な開発目標（SDGs）における17の目標

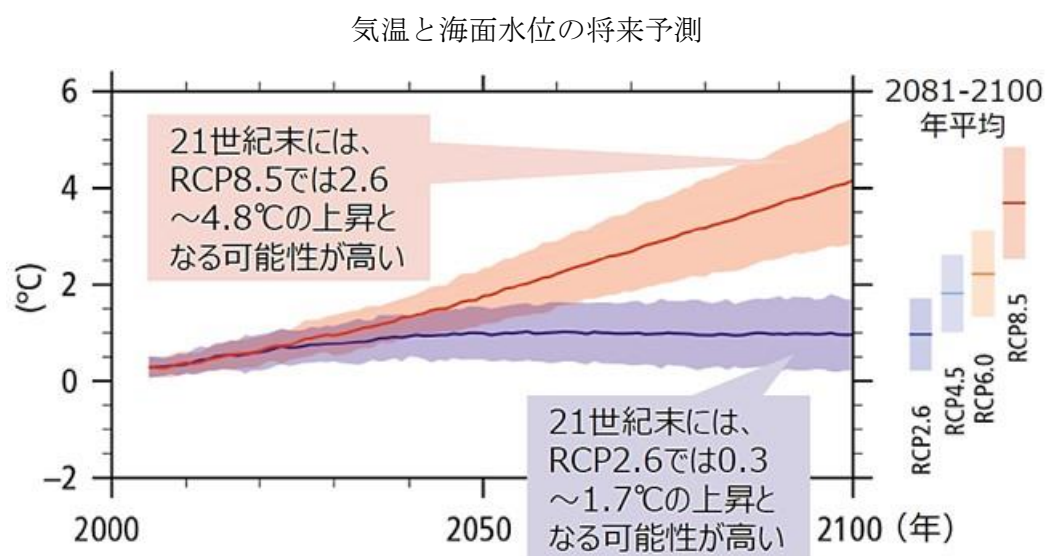


出典：JAPAN SDGs Action Platform（外務省ホームページ）

(2) パリ協定

平成 27 年に開催された COP21（国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議）において、地球温暖化対策の世界的な枠組みとして「パリ協定」が採択され、世界の気温の変化を 2℃以内にとどめ、1.5℃以内に抑える努力を追求することが掲げられました。

また、平成 30 年の IPCC（国連気候変動に関する政府間パネル）特別報告書において、持続可能であるためには、2050 年前後に温室効果ガス排出量の実質ゼロを達成し、気温変動を 1.5℃以内にとどめる必要があると報告されたことを受け、実質排出量ゼロの達成をなるべく早期化する必要があるとされています。



出典：環境省資料（IPCC 第 5 次評価報告書 統合報告書政策決定者向け要約より環境省作成）

1-2 国内の動向

(1) 第五次環境基本計画と地域循環共生圏

国の第五次環境基本計画は、SDGs・パリ協定採択後初めての環境基本計画として平成 30 年 4 月に閣議決定され、SDGs の考え方も活用しながら経済・社会・環境の統合的向上を具体化する分野横断的な 6 つの「重点戦略」が設定されています。また、「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱しています。

地域循環共生圏とは、各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることをめざす考え方で、「地域循環共生圏」の創造による持続可能な地域づくりを通じて、環境で地方を元気にするとともに、持続可能な循環共生型の社会を構築するものです。

第五次環境基本計画の概要



環境基本計画について

- 環境基本計画とは、環境基本法第15条に基づき、**環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等**を定めるもの。
- 計画は**約6年ごとに見直し**（第四次計画は平成24年4月に閣議決定）。
- 平成29年2月に環境大臣から**計画見直しの諮問**を受け、中央環境審議会における審議を経て、平成30年4月9日に**答申**。
- 答申を踏まえ、平成30年4月17日に**第五次環境基本計画を閣議決定**。

現状・課題認識

- 我が国が抱える環境・経済・社会の課題は**相互に関連・複雑化**
- SDGs、パリ協定等、**時代の転換点**ともいえる国際的潮流

持続可能な社会に向けた基本的方向性

- SDGsの考え方も活用し、**環境・経済・社会の統合的向上を具体化**
 - 環境政策による、**経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーション創出**や、**経済・社会的課題の同時解決**に取り組む
 - 将来にわたって質の高い生活をもたらす「**新たな成長**」につなげていく
- 地域資源を持続可能な形で活用**
 - 各地域が**自立・分散型の社会**を形成し、**地域資源等を補完し支え合う「地域循環共生圏」**の創造を目指す
- 幅広い関係者とのパートナーシップを充実・強化**
 - これらを通じて、**持続可能な循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）**を目指す

施策の展開

- 分野横断的な**6つの「重点戦略」**（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）を設定
- 環境リスク管理等の**環境保全の取組は、「重点戦略を支える環境政策」として**掘るぎなく着実に推進

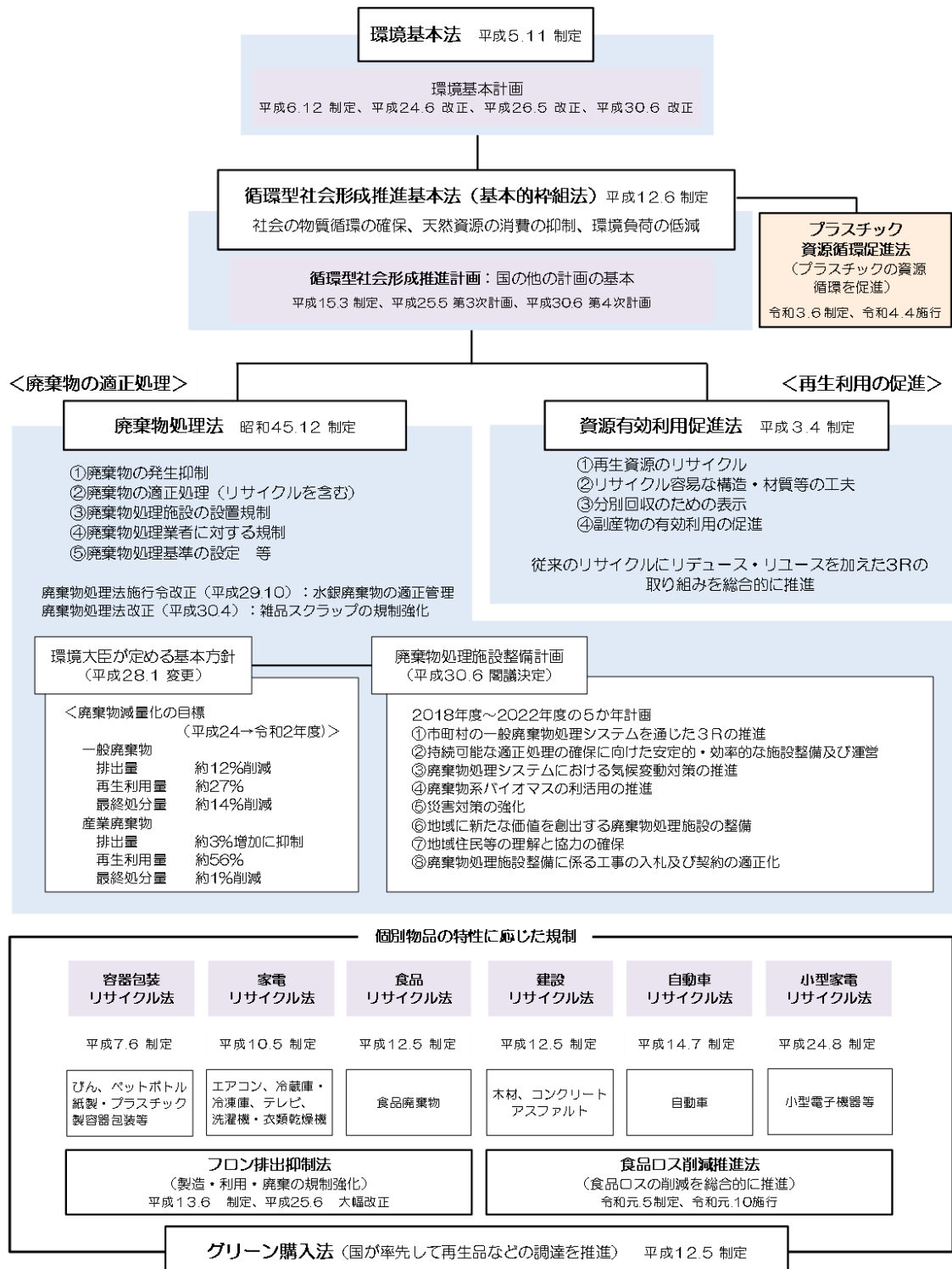


出典：第五次環境基本計画の概要（平成30年4月、環境省）

(2) 循環型社会形成推進基本計画

環境基本法の基本理念のもと、平成13年1月に完全施行された循環型社会形成推進基本法をはじめとして、廃棄物処理法の改正、各種リサイクル法の施行など、循環型社会の形成に向けた法体系の整備が進められてきました。令和元年には食品ロス削減推進法、令和3年にはプラスチック資源循環法が制定され、循環型社会形成に向けた活動が強化されています。

循環型社会を形成するための法体系



出典：環境省資料を編集

循環型社会形成推進基本法に基づき、平成30年6月に第四次循環型社会形成推進基本計画が策定されました。環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環境再生の3点が示されました。

第四次循環型社会形成推進基本計画

第四次循環型社会形成推進基本計画の概要

持続可能な社会づくりの統合的な取組

- ✓ 誰もが、持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界
- ✓ 環境、経済、社会的側面を統合的に向上

	地域循環共生圏形成による地域活性化	ライフサイクル全体での徹底的な資源循環	適正処理の推進と環境再生	災害廃棄物処理体制の構築	適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開
将来像	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域の資源生産性向上 ✓ 生物多様性の確保 ✓ 低炭素化 ✓ 地域の活性化 ✓ 災害に強いコンパクトで強靱なまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 第四次産業革命により、「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 廃棄物の適正処理（システム、体制、技術の適切な整備） ✓ 地域環境の再生（海洋ごみ、不法投棄、空き家等） ✓ 震災被災地の環境再生、未来志向の復興創生 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 災害廃棄物の適正・迅速な処理（平時より重層的な廃棄物処理システムを強靱化） 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 資源効率性が高く、現在および将来世代の健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界

循環分野における基盤整備

- ✓ 情報基盤の整備・更新、必要な技術の継続的な開発、人材育成
- ✓ 多様な主体が循環型社会づくりの担い手であることを自覚して行動する社会

持続可能な社会づくりの統合的な取組

	2000年度	2015年度	2025年度目標		
目標値	資源生産性（万円/トン）	24	38	49（+102%）	
	入口側の循環利用率（%）	10	16	18（+8ポイント）	
	出口側の循環利用率（%）	36	44	47（+11ポイント）	
	最終処分量（百万トン）	57	14	13（▲77%）	（ ）内は2000年度比

持続可能な社会づくりの統合的な取組

- 地域循環共生圏の形成
- シェアリング等の2Rビジネスの促進、評価
- 家庭系食品ロス半減に向けた国民運動
- 高齢化社会に対応した廃棄物処理体制
- 未利用間伐材等のエネルギー源としての活用
- 廃棄物エネルギーの徹底活用
- マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策
- 災害廃棄物処理事業の円滑化・効率化の推進
- 廃棄物・リサイクル分野のインフラの国際展開

	地域循環共生圏形成による地域活性化	ライフサイクル全体での徹底的な資源循環	適正処理の推進と環境再生	災害廃棄物処理体制の構築	適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開
国の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域循環共生圏の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 課題の掘り起こし ・ 実現可能性調査への支援 ○ コンパクトで強靱なまちづくり ○ バイオマスの地域内での利活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開発設計段階での省資源化等の普及促進 ○ シェアリング等の2Rビジネスの促進、評価 ○ 素材別の取組等 <ul style="list-style-type: none"> ・ プラスチック戦略 ・ バイオマス ・ 金属(都市鉱山の活用) ・ 土石・建設材料 ・ 太陽光発電設備 ・ おむつリサイクル 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適正処理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 安定的・効率的な処理体制 ・ 地域での新たな価値創出に資する処理施設 ・ 環境産業全体の健全化・振興 ○ 環境再生 <ul style="list-style-type: none"> ・ マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策 ・ 空き家・空き店舗対策 ○ 東日本大震災からの環境再生 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自治体 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物処理計画 ・ 国民へ情報発信、コミュニケーション ○ 地域 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域ブロック協議会 ・ 共同訓練、人材交流の場、セミナーの開催 ○ 全国 <ul style="list-style-type: none"> ・ D.Waste-Netの体制強化 ・ 災害時に拠点となる廃棄物処理施設 ・ IT等最新技術の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国際資源循環 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内外で発生した二次資源を日本の環境先進技術を活かし適正にリサイクル ・ アジア・太平洋3R推進フォーラム等を通じて、情報共有等を推進 ○ 海外展開 <ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国の高い環境インフラを制度・システム・技術等のパッケージとして海外展開 ・ 災害廃棄物対策ノウハウの提供、被災国支援

循環分野における基盤整備

- 電子マニフェストを含む情報の活用
- 技術開発等(廃棄物分野のIT活用)
- 人材育成、普及啓発等(Re-Styleキャンペーン)

出典：第四次循環型社会形成推進基本計画の概要（平成30年6月、環境省）

(3) 食品ロス削減推進法

多量の食品ロスの発生が、国内外で大きな課題となっています。令和元年10月に食品ロス削減推進法が施行されるなど、さらに食品ロス削減に取り組むことが求められています。

国は2030年度半減（2000年度比）を目標としています。全国の食品ロスの発生量は、令和2年度に522万トンと推計されており、より一層食品ロスの発生を抑制していく必要があります。

食品ロスの発生量の推移



出典：我が国の食品ロスの発生量の推移（令和4（2022）年6月、環境省）

(4) プラスチック資源循環法

令和元年5月に策定された「プラスチック資源循環戦略」を受け、令和4年4月からプラスチック資源循環法が施行されました。同法は、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じるよう求めています。

プラスチック資源循環法の概要

設計・製造	【環境配慮設計指針】 製造事業者等が努めるべき環境配慮設計に関する指針を策定し、指針に適合した製品であることを認定する仕組みを設ける。
販売・提供	【使用の合理化】 ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき判断基準を策定する。
排出・回収・リサイクル	【市区町村の分別収集・再商品化】 容リ法ルートを活用した再商品化 【製造・販売事業者等による自主回収】 自主回収・再資源化する計画 【排出事業者の排出抑制・再資源化】 判断基準・再資源化計画の策定

出典：プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の概要（環境省）より抜粋

(5) 国内における温暖化対策の動き

平成 27 年に採択された「パリ協定」を受け、平成 28 年に閣議決定した「地球温暖化対策計画」において、2030 年度において温室効果ガス排出量を 2013 年度比 26.0%減の水準にすることを目標としました。

その後、令和 2 年 10 月に、政府は 2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ（カーボンニュートラル）にし、脱炭素社会の実現を目指すことを表明しました。目標の大幅な前倒しや地球温暖化対策推進法の改正、地域脱炭素ロードマップの策定等の取組が進んだことを踏まえて、令和 3 年 10 月に、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を見直し、2050 年カーボンニュートラルに向けた基本的考え方、ビジョン等を示しました。

パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略の概要

パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略 概要①

- ▶ パリ協定の規定に基づき策定
- ▶ 2050年カーボンニュートラルに向けた基本的考え方、ビジョン等を示す

<基本的な考え方>

地球温暖化対策は**経済成長の制約ではなく**、経済社会を大きく変革し、投資を促し、生産性を向上させ、産業構造の大転換と**力強い成長を生み出す**、その鍵となるもの。

<各分野のビジョンと対策・施策の方向性>

<p>エネルギー： 再エネ最優先原則 徹底した省エネ 電源の脱炭素化/可能なものは電化 水素、アンモニア、原子力などあらゆる 選択肢を追求</p>	<p>運輸： 2035年乗用車新車は電動車100% 電動車と社会システムの連携・融合</p>
<p>産業： 徹底した省エネ 熱や製造プロセスの脱炭素化</p>	<p>地域・くらし： 地域課題の解決・強靱で活力ある社会 地域脱炭素に向け家庭は脱炭素エネ ルギーを作って消費</p>
<p>吸収源対策 森林吸収源対策やDACCS (Direct Air Capture with Carbon Storage) の活用</p>	

パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略 概要②



出典：環境省資料

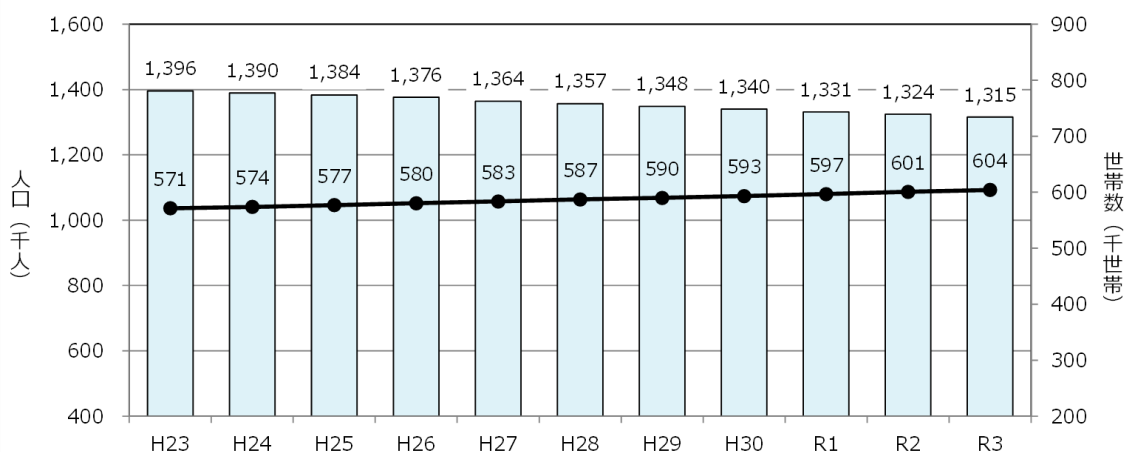
資料2 地域の概況

2-1 人口

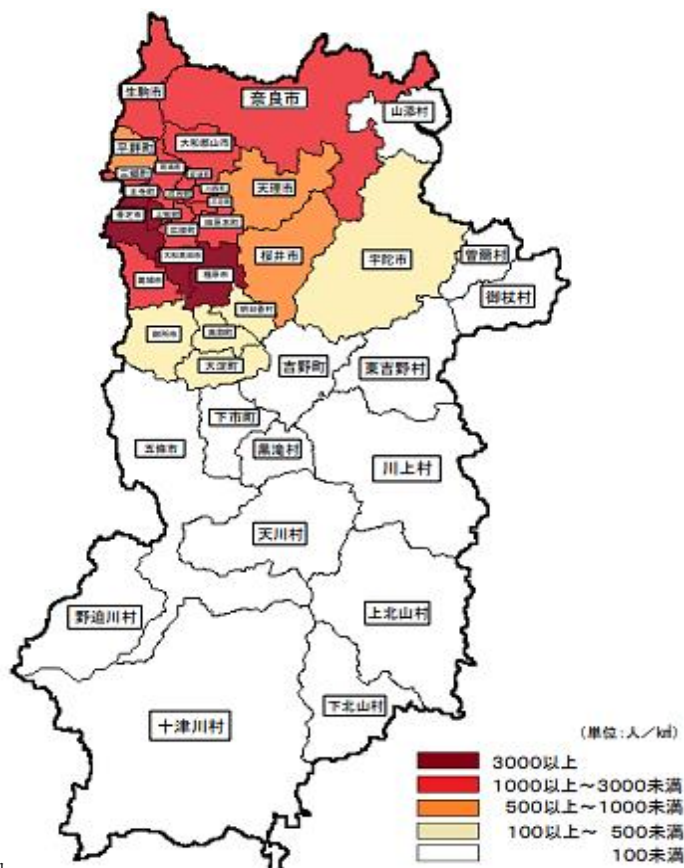
本県の総人口は、1,315千人（令和3年10月1日現在・奈良県推計人口）で、平成11年の1,449千人をピークに減少傾向が続いており、この10年間で5.8%減少（全国は10年間で1.8%減少）しています。

人口密度は1平方キロメートルあたり約356人となっており、県の人口を市部、郡部別で見ると、市部1,044千人、郡部271千人で、市部が全体の約79%を占めており、県北西部に人口が集中しています。

人口及び世帯数の推移



市町村別の人口密度（令和3年10月1日）

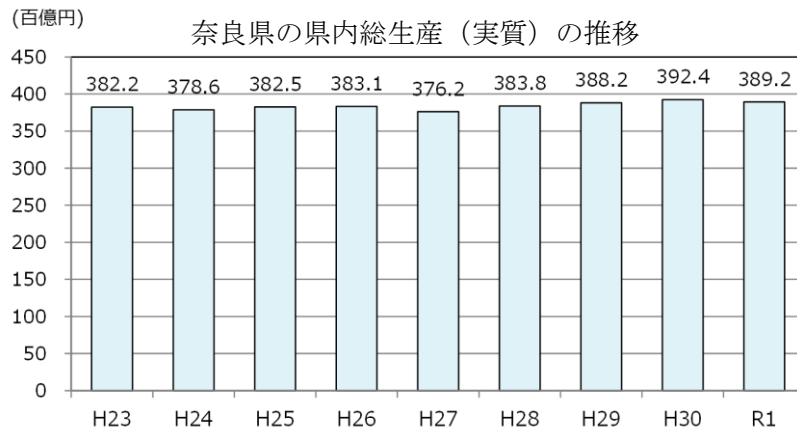


出典：奈良県推計人口年報

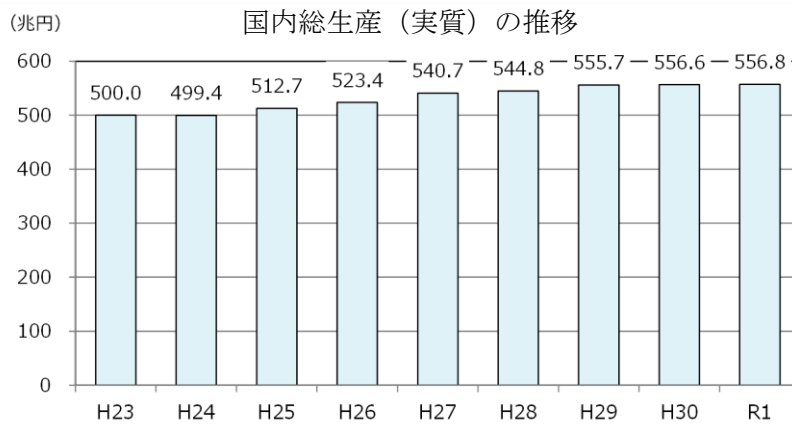
2-2 産業

○県内総生産

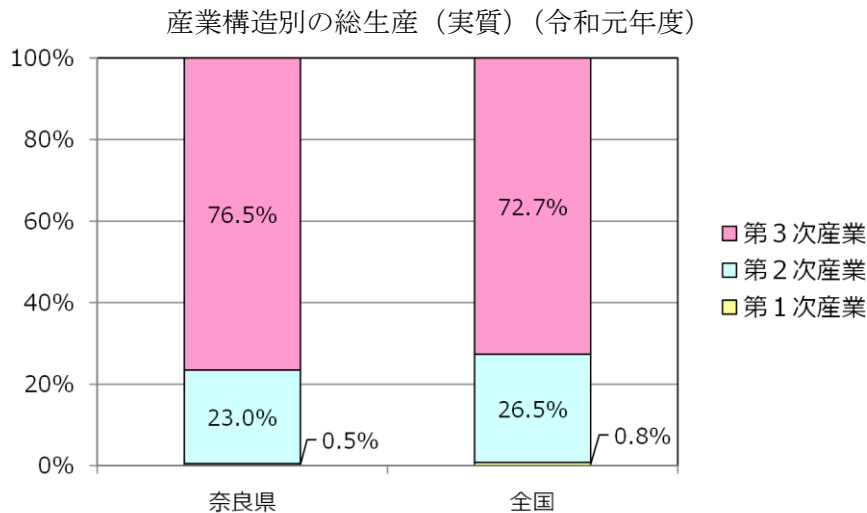
令和元年度の県内総生産（実質）は約3兆8900億円で概ね横ばいとなっています。本県の総生産が全国に占める割合は約0.7%であり、また、本県と国を産業構造別に比較すると、本県は第1次産業の割合が低く、第3次産業の割合が高くなっています。



出典：経済活動別県内総生産（実質：連鎖方式）－平成27暦年連鎖価格－（内閣府）



出典：国内総生産勘定（内閣府）

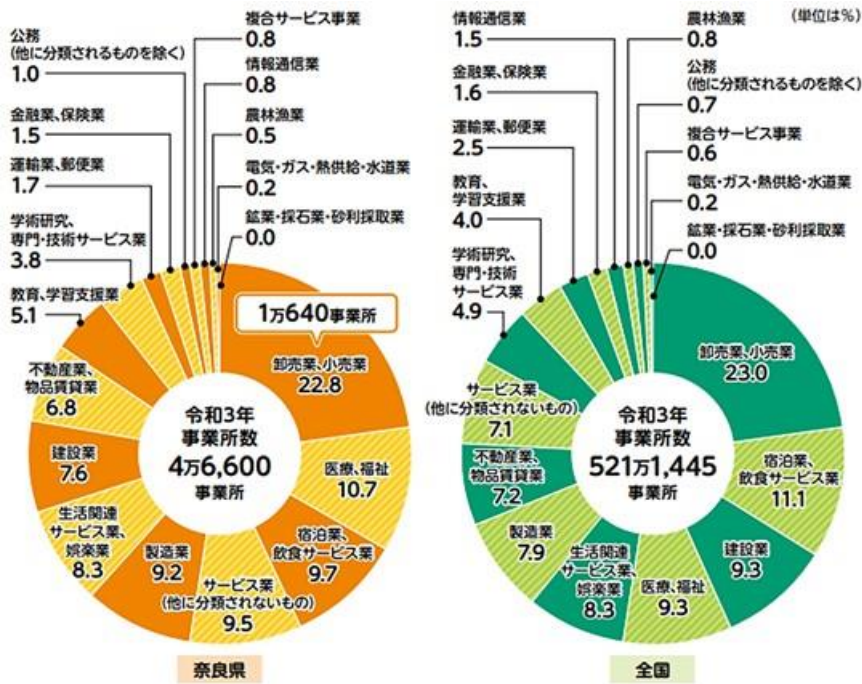


出典：経済活動別県内総生産（実質：連鎖方式）－平成27暦年連鎖価格－（内閣府）

○業種別の事業所数と従業者数

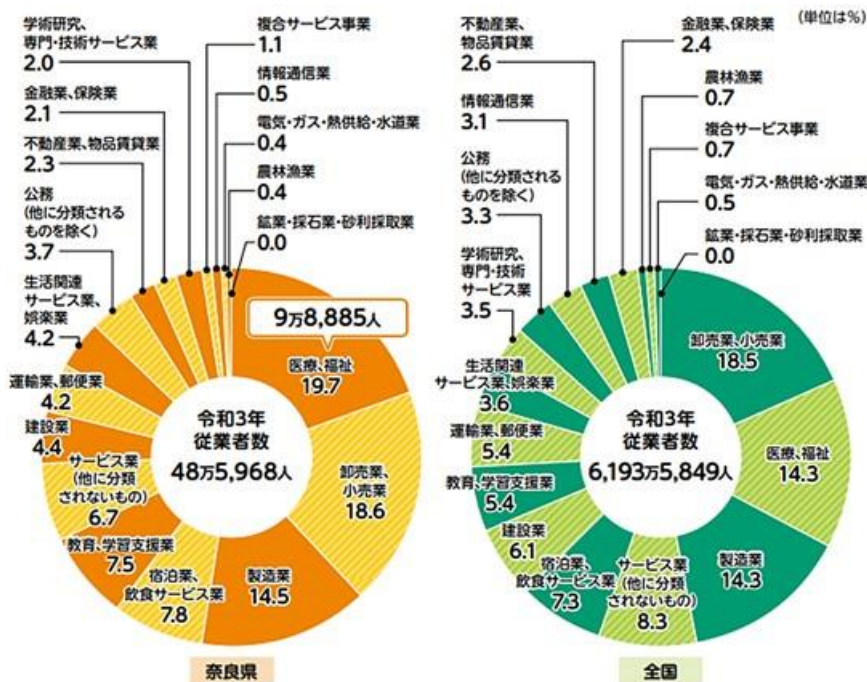
事業所数を業種別にみると、卸売業、小売業が22.8%で最も多く、次いで、医療・福祉、宿泊業・飲食サービス業となっています。従業者数を業種別にみると、医療・福祉が19.7%で最も多く、次いで、卸売業・小売業、製造業となっています。

業種別事業所数の分布（令和3年度）



※四捨五入の関係で、端数において一致しない場合がある。

業種別従業者数の分布（令和3年度）

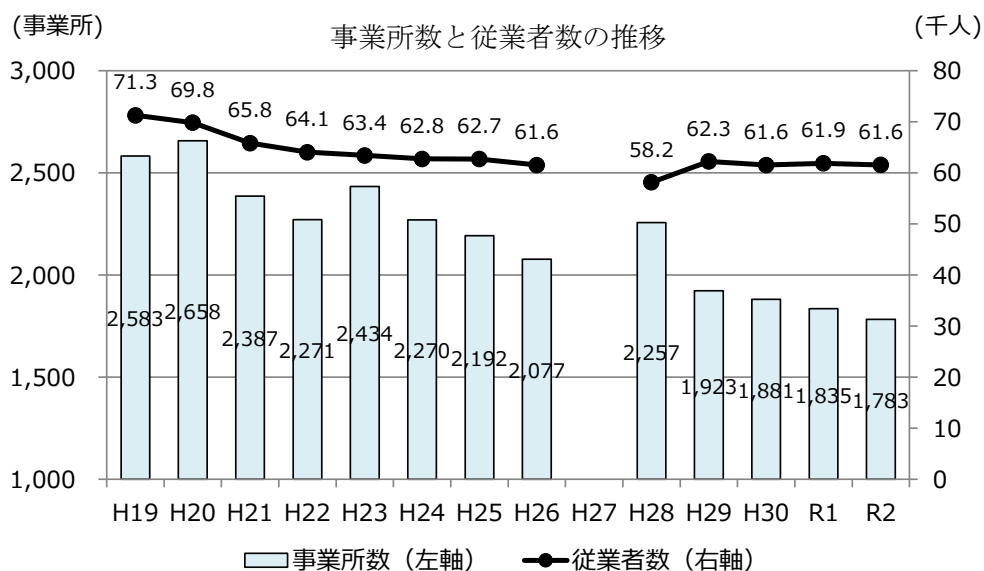


※四捨五入の関係で、端数において一致しない場合がある。

出典：「奈良県のすがた 2022（令和4年度版）」

○製造業の主要指標

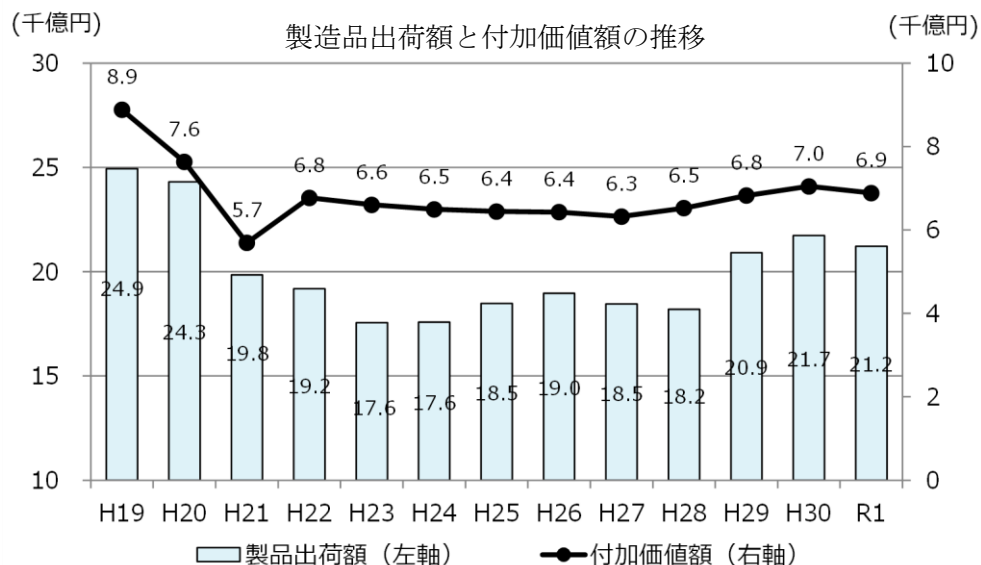
製造業の主要4指標の推移をみると、事業所数と従業者数は減少傾向にあります。令和2年の事業所数は1,783事業所、従業員数は61,560人です。製造品出荷額等は、平成20年のリーマンショックを機に、平成23年にかけて大きく減少し、その後は微増・微減のち、平成29年に大きく増加しています。付加価値額は平成23年以降は微減傾向でしたが、平成28年から微増傾向に転じました。令和元年の製造品出荷額等は約2兆1,224億円で、この10年間で約7%増加しましたが、ピーク時の平成19年と比較すると約15%減少しています。



出典：工業統計調査（経済産業省）

注1）H27は経済センサス活動調査のため工業統計調査は実施されていない。

注2）工業統計調査は各年12月末現在の従業者4人以上の事業所が対象で、臨時雇用者を含めていない。また、事業所が工場の管理・運営のみを行っている場合は調査対象外となっている（経済センサスは事業所としてカウント）。

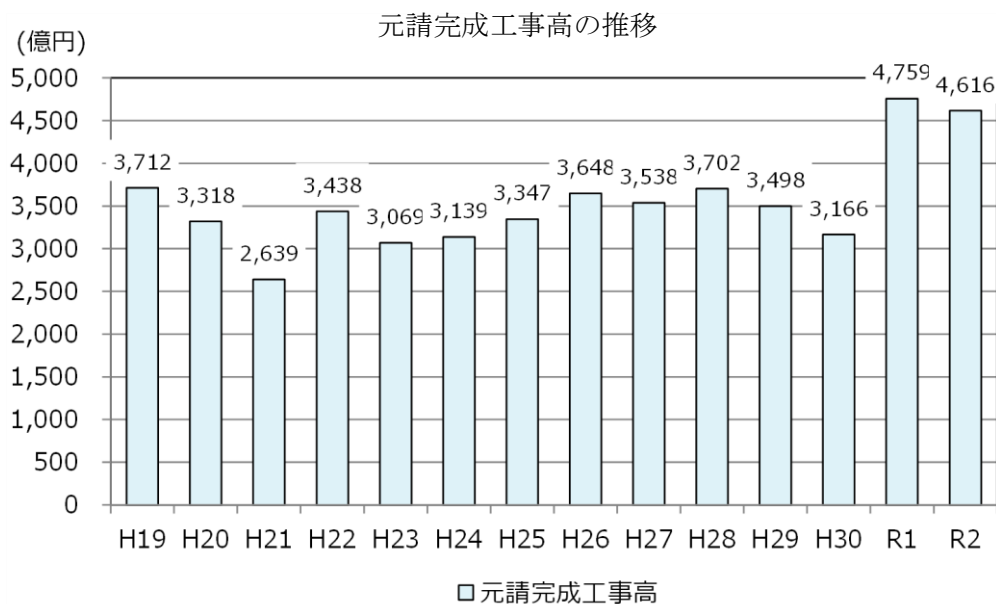


出典：工業統計調査（経済産業省）

注）H27はH28経済センサスの調査結果から工業統計と同等の基準で集計されている。

○元請完成工事高

令和2年度の元請完成工事高は約4,616億円で、この10年間で約34%増加しています。



出典：建設工事施工統計調査報告（国土交通省）

資料3 廃棄物処理の概要

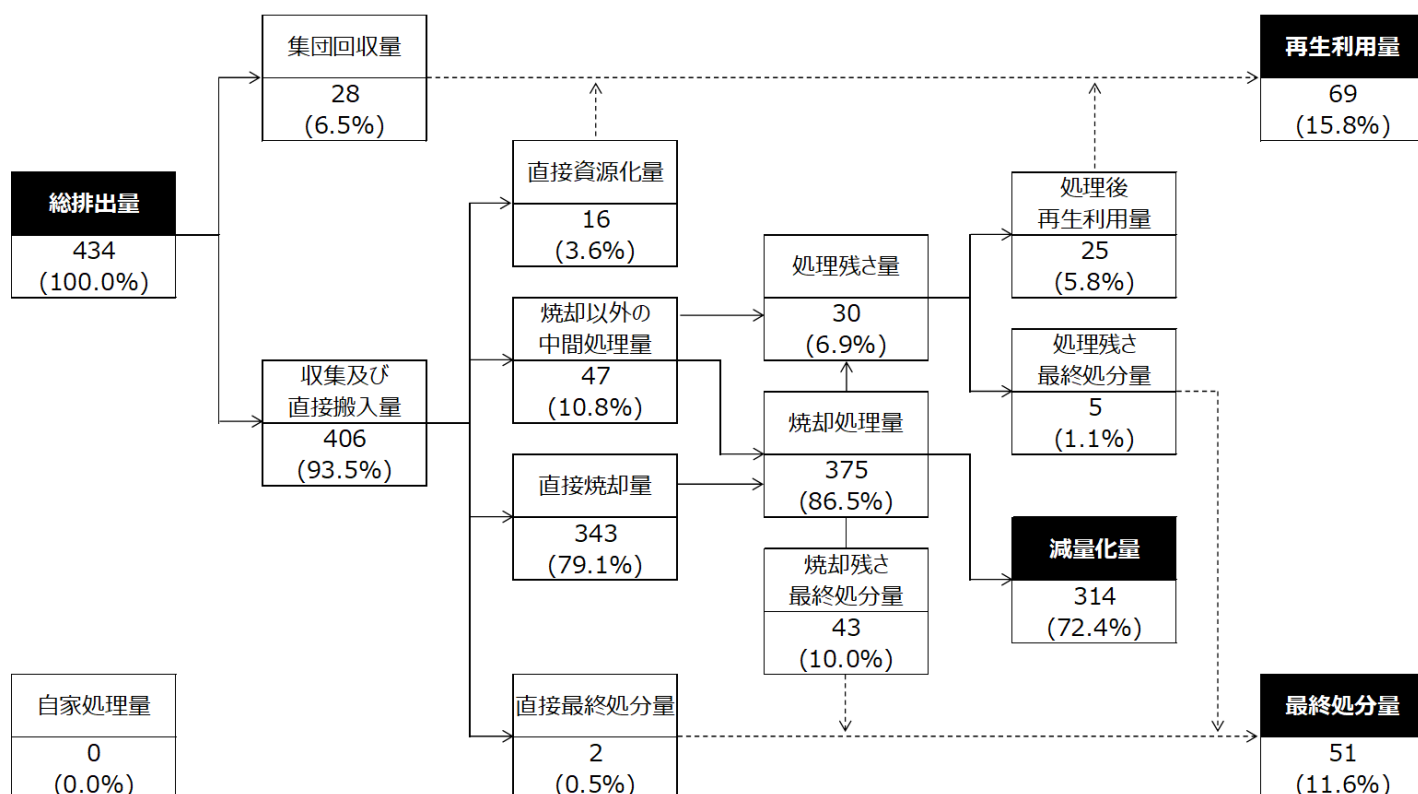
3-1 一般廃棄物

(1) ごみの処理

令和2年度の県内のごみ排出量及び処理量は下図のとおりです。ごみ総排出量は434千トンで、このうち焼却や破碎・選別等の中間処理後に再生利用された量（処理後再生利用量）は25千トン、これに直接資源化量と集団回収量を合計した再生利用量は69千トン（リサイクル率：15.8%）となっています。また、直接最終処分量と中間処理後に最終処分された量（焼却残さ及び処理残さ）を合計した最終処分量は51千トン（排出量の11.6%）となっています。

県内のごみ排出量及び処理量（令和2年度実績）

（単位：千トン）



注1) 減量化量＝収集及び直接搬入量－直接資源化量－中間処理後再生利用量－最終処分量

注2) 再生利用率＝(直接資源化量＋処理後再生利用量＋集団回収量)÷総排出量×100

注3) ()は総排出量に対する割合を示す。

出典：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

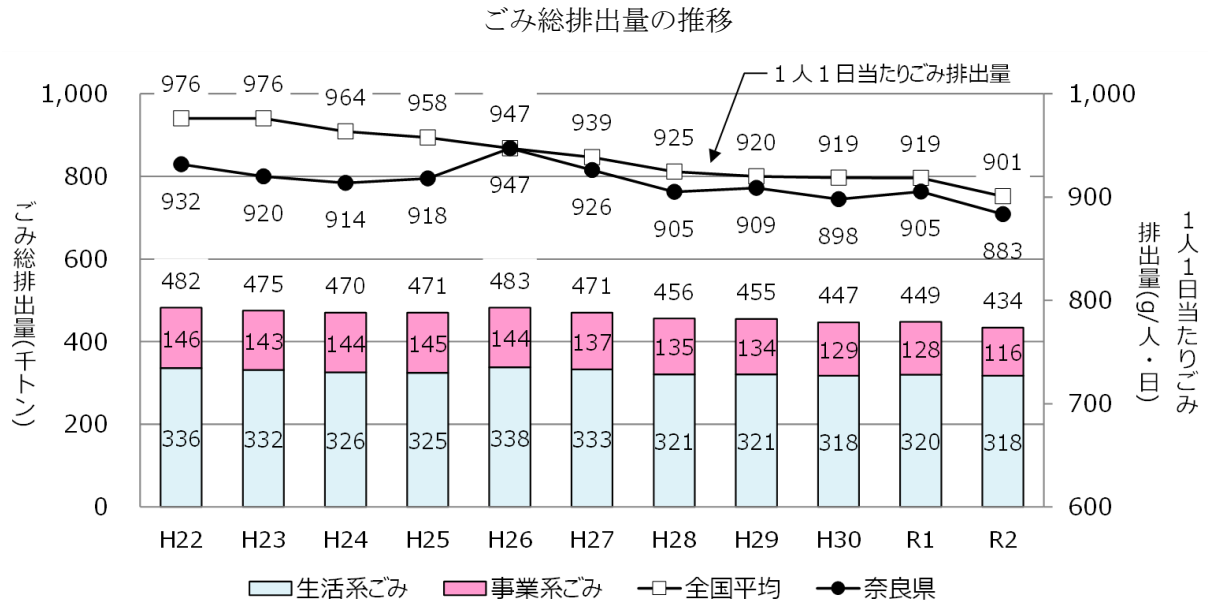
◆一般廃棄物の実績及び目標

指標	単位	平成22年度 実績	平成27年度 実績	令和2年度 実績	令和4年度 推計	令和9年度 目標
排出量	千トン	482	471	434	426	391
再生利用率	%	14.4	15.5	15.8	16.6	19.3
最終処分量	千トン	64	61	51	49	43

① ごみの排出状況

令和2年度の奈良県におけるごみの排出量は434千トンで、この10年で約10%減少しています。この内、生活系ごみの排出量は318千トンで、この10年間で約5%減少しており、事業系ごみの排出量は116千トンで、この10年間で約21%減少しています。

また、一人一日当たりの排出量は883g/人・日で、この10年間で約5%減少しています。



注) 生活系ごみには集団回収量を含む

(単位: t)

項目 \ 年度		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
ごみ 排出 量	計画収集量	400,572	398,309	395,924	398,206	397,358	392,425	382,499	379,489	371,297	373,718	359,356
	直接搬入量	55,268	52,600	52,504	48,471	49,217	43,126	39,942	40,610	41,576	42,426	46,433
	自家処理量	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0
	ごみ搬入量	455,840	450,909	448,428	446,685	446,575	435,551	422,441	420,099	412,873	416,144	405,789
	集団回収量	26,055	24,386	21,626	23,824	36,134	35,166	33,832	35,104	33,863	32,691	28,123
	合計	481,895	475,295	470,054	470,501	482,709	470,717	456,273	455,203	446,736	448,835	433,912
	生活系ごみ(計画収集)	310,152	308,092	304,071	301,416	302,257	298,256	287,238	286,283	283,656	287,699	290,127
	集団回収	26,055	24,386	21,626	23,824	36,134	35,166	33,832	35,104	33,863	32,691	28,123
	生活系ごみ(集団回収含む)	336,207	332,478	325,697	325,240	338,391	333,422	321,070	321,387	317,519	320,390	318,250
	事業系ごみ	145,688	142,817	144,357	145,261	144,318	137,295	135,203	133,816	129,217	128,445	115,662
	一人一日当たりの排出量 (g/人・日)	932	920	914	918	947	926	905	909	898	905	883
	指数(H22=100)	(100)	(99)	(98)	(99)	(102)	(99)	(97)	(98)	(96)	(97)	(95)
生活系ごみ	650	644	633	634	664	656	637	642	638	646	648	
下段: 集団回収除く	600	596	591	588	593	587	570	572	570	580	591	
事業系ごみ	282	276	281	283	283	270	268	267	260	259	235	
総人口(人)	1,417,151	1,411,454	1,409,575	1,404,418	1,396,355	1,388,771	1,381,251	1,372,314	1,363,288	1,354,624	1,345,809	
計画収集人口(人)	1,417,151	1,411,454	1,409,575	1,404,418	1,396,355	1,388,771	1,381,251	1,372,314	1,363,288	1,354,624	1,345,809	
自家処理人口(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

出典: 一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)

注1) 千未満を四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある(以下資料編で用いる表において同じ)。

注2) 集団回収量: 市町村が把握した集団回収量

注3) 一人一日当たりの排出量 = (計画収集量 + 直接搬入量 + 集団回収量) ÷ 総人口 ÷ 365 又は 366 日 × 10⁶

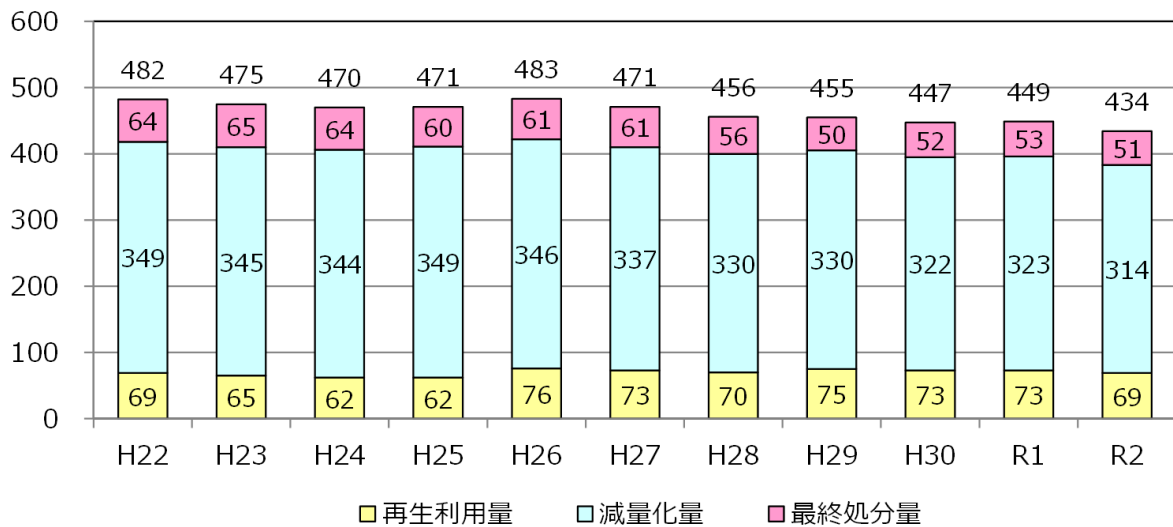
② ごみ処理の状況

ごみ処理量の推移は、下図及び表のとおりです。排出量の減少に伴い、処理量も全体的に減少傾向にあります。なお、平成26年度と27年度については、一部推計値を含むため、他の年度よりも多くなっています。再生利用量はこの数年は横ばいとなっています。最終処分量については、長期的には減少傾向にあります。

可燃ごみの組成（次ページ図のとおり）をみると、奈良県は、紙・布類が44.9%で最も多く、次いでビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類が26.3%、厨芥（ちゅうかい）類が10.6%等となっています。

(千トン)

ごみ処理量の推移



(単位：t)

区分 \ 年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
総排出量	481,895	475,295	470,054	470,501	482,709	470,717	456,273	455,203	446,736	448,835	433,912
中間処理量 (計)	449,545	434,629	425,134	431,493	429,308	419,348	408,495	401,466	393,966	396,871	390,206
中間処理量 (焼却以外)	53,605	53,285	50,794	52,746	46,361	50,613	44,748	40,238	40,674	42,437	47,065
直接焼却量	381,283	381,344	374,340	378,747	382,947	368,735	363,747	361,228	353,292	354,434	343,141
中間処理後焼却量	14,657	15,036	13,687	14,877	15,945	14,121	14,742	13,316	13,773	14,239	16,162
再生利用量	69,320	64,709	62,003	61,963	75,634	72,766	69,891	74,515	72,725	72,724	69,137
(再生利用率%)	(14.4)	(13.6)	(13.2)	(13.2)	(15.7)	(15.5)	(15.3)	(16.4)	(16.3)	(16.2)	(15.8)
直接資源化量	18,343	16,842	16,308	16,080	17,425	13,361	14,606	16,962	16,700	17,051	15,749
中間処理後資源化量	24,922	23,481	24,069	22,059	22,075	24,239	21,453	22,449	22,162	22,982	25,265
集団回収量	26,055	24,386	21,626	23,824	36,134	35,166	33,832	35,104	33,863	32,691	28,123
最終処分量 (計)	64,065	65,337	64,065	60,139	61,094	61,082	55,867	49,950	51,976	52,792	50,543
(最終処分率%)	(13.3)	(13.7)	(13.6)	(12.8)	(12.7)	(13.0)	(12.2)	(11.0)	(11.6)	(11.8)	(11.6)
直接最終処分量	2,642	2,508	2,642	1,987	1,659	2,736	2,127	2,819	2,984	2,381	2,366
中間処理後最終処分量	7,328	7,598	7,328	7,271	6,374	7,096	4,727	4,215	4,321	4,919	4,691
焼却後最終処分量	54,095	55,231	54,095	50,881	53,061	51,250	49,013	42,916	44,671	45,492	43,486

出典：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

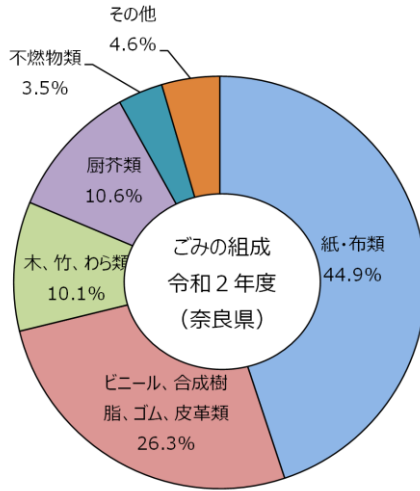
注1）総排出量＝中間処理量（焼却以外）＋直接焼却量＋直接資源化量＋集団回収量＋直接最終処分量

注2）再生利用率＝再生利用量÷総排出量

注3）最終処分率＝最終処分量÷総排出量

奈良県と全国の可燃ごみの組成

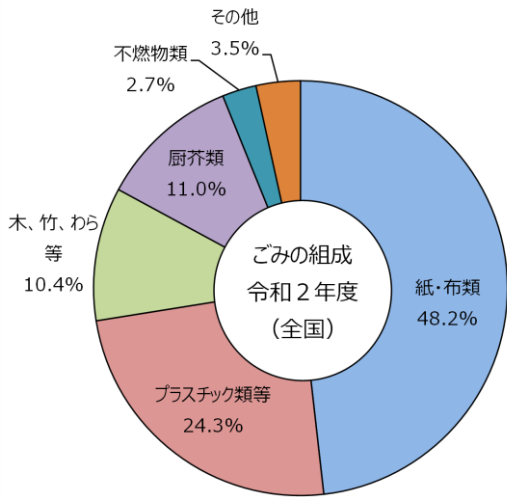
[奈良県]



(乾重量の組成割合)

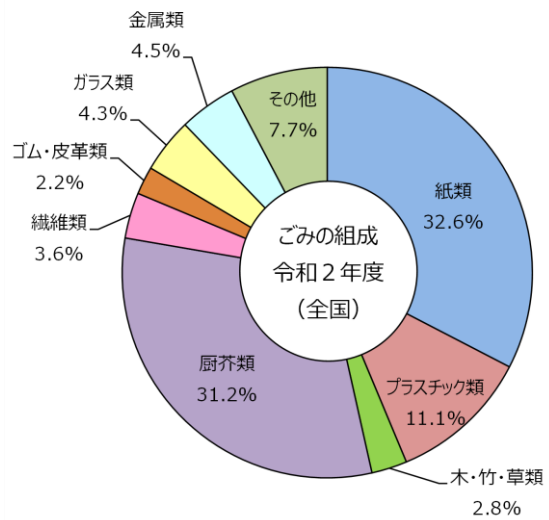
出典：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

[全国]



(乾重量の組成割合)

出典：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）



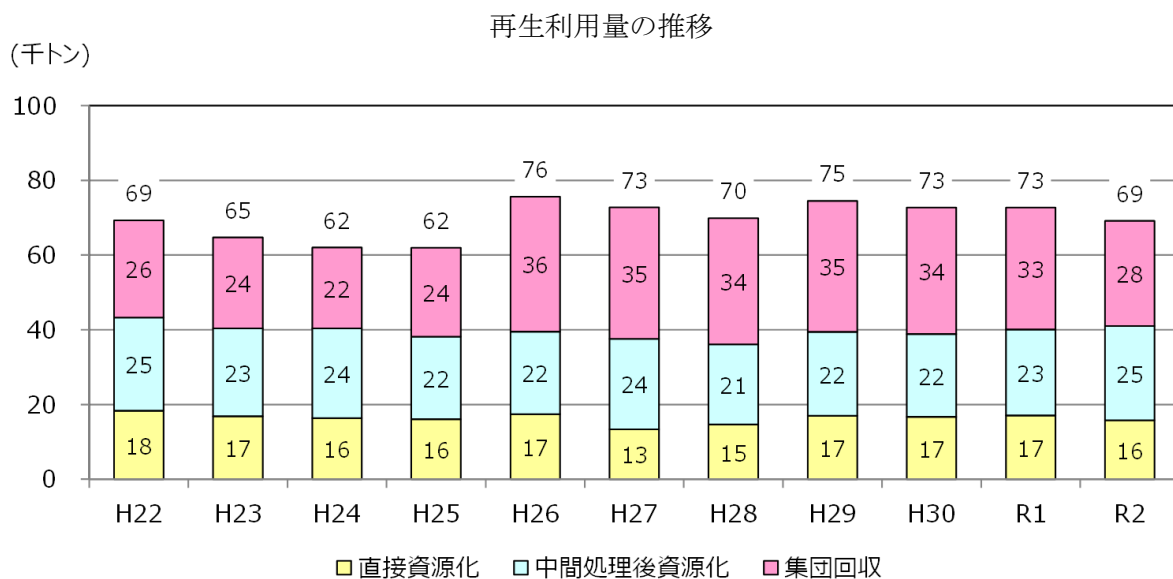
(湿重量の組成割合)

出典：容器包装廃棄物の使用・排出実態調査

○再生利用（リサイクル）の状況

再生利用量の推移は下図のとおりです。再生利用量は、平成25年度までは減少傾向でしたが、平成26年度に増加し、この数年は横ばいとなっています。なお、平成26、27年度は、一部推計値を含みます。

また、令和2年度における県内各市町村のごみの分別数の平均は9.3で、増加傾向にありますが、全国平均13.6と比べ少ない状況です。都道府県データでみると、ごみの分別数が多いほど再生利用率が高くなる傾向がうかがえます（次ページ図表のとおり）。



出典：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

ごみの分別数の平均値の推移

県 \ 年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
奈良県	8.2	8.3	8.3	8.6	8.7	8.8	8.9	9.0	9.2	9.2	9.3
(再生利用率)	(14.4%)	(13.6%)	(13.2%)	(13.2%)	(15.7%)	(15.5%)	(15.3%)	(16.4%)	(16.3%)	(16.2%)	(15.8%)
全国	12.8	12.9	13.0	13.2	13.3	13.4	13.5	13.6	13.6	13.6	13.6
(再生利用率)	(20.8%)	(20.6%)	(20.5%)	(20.7%)	(20.6%)	(20.4%)	(20.3%)	(20.2%)	(19.9%)	(19.6%)	(20.0%)

出典：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

再生利用量の推移

		年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
		総排出量 (t/年)	481,895	475,295	470,054	470,501	482,709	470,717	456,273	455,203	446,736	448,835	433,912
再生利用量	紙類	合計 (t/年)	37,227	33,466	30,697	32,879	44,945	44,226	42,080	42,711	41,359	40,104	36,805
		直接資源化	12,512	10,870	10,344	10,352	10,855	9,405	10,207	10,527	10,280	10,087	10,072
		中間処理後資源化	102	109	264	240	230	1,971	394	222	142	216	511
		集団回収	24,613	22,487	20,089	22,287	33,860	32,850	31,479	31,962	30,937	29,801	26,222
	金属類	合計 (t/年)	10,382	10,317	10,170	9,545	9,473	8,126	7,270	7,422	7,400	8,093	8,743
		直接資源化	1,945	1,977	1,816	1,307	1,780	767	1,051	1,032	942	1,168	1,092
		中間処理後資源化	8,244	7,886	8,123	7,982	7,316	6,976	5,798	5,610	5,712	6,238	7,317
		集団回収	193	454	231	256	377	383	421	780	746	687	334
	ガラス類	合計 (t/年)	7,485	7,144	6,938	6,991	7,497	6,837	6,685	7,319	6,579	6,723	6,508
		直接資源化	1,915	1,805	1,725	1,753	1,688	872	772	1,622	1,539	1,724	1,677
		中間処理後資源化	5,543	5,314	5,188	5,216	5,786	5,944	5,899	5,270	4,835	4,797	4,830
		集団回収	27	25	25	22	23	21	14	427	205	202	1
	ペットボトル	合計 (t/年)	1,891	1,783	1,765	1,976	1,946	1,683	1,898	1,785	1,895	1,937	2,094
		直接資源化	763	674	639	793	715	527	617	616	673	722	702
		中間処理後資源化	1,124	1,107	1,125	1,176	1,219	1,156	1,281	1,162	1,215	1,215	1,392
		集団回収	4	2	1	7	12	0	0	7	7	0	0
	プラスチック類	合計 (t/年)	4,472	4,566	4,623	2,190	2,138	2,881	2,553	6,281	6,268	6,259	6,674
		直接資源化	474	705	982	998	908	383	540	1,660	1,628	1,691	1,370
		中間処理後資源化	3,998	3,861	3,641	1,192	1,230	2,177	1,970	4,527	4,588	4,525	5,304
		集団回収	0	0	0	0	0	321	43	94	52	43	0
その他	合計 (t/年)	7,863	7,433	7,810	8,382	9,635	9,013	9,405	8,997	9,224	9,608	8,313	
	直接資源化	734	811	802	877	1,479	1,407	1,419	1,505	1,638	1,659	836	
	中間処理後資源化	5,911	5,204	5,728	6,253	6,294	6,015	6,111	5,658	5,670	5,991	5,911	
	集団回収	1,218	1,418	1,280	1,252	1,862	1,591	1,875	1,834	1,916	1,958	1,566	
合計	合計 (t/年)	69,320	64,709	62,003	61,963	75,634	72,766	69,891	74,515	72,725	72,724	69,137	
	再生利用率 (%)	(14.4)	(13.6)	(13.2)	(13.2)	(15.7)	(15.5)	(15.3)	(16.4)	(16.3)	(16.2)	(15.8)	
	直接資源化	18,343	16,842	16,308	16,080	17,425	13,361	14,606	16,962	16,700	17,051	15,749	
	中間処理後資源化	24,922	23,481	24,069	22,059	22,075	24,239	21,453	22,449	22,162	22,982	25,265	
	集団回収	26,055	24,386	21,626	23,824	36,134	35,166	33,832	35,104	33,863	32,691	28,123	

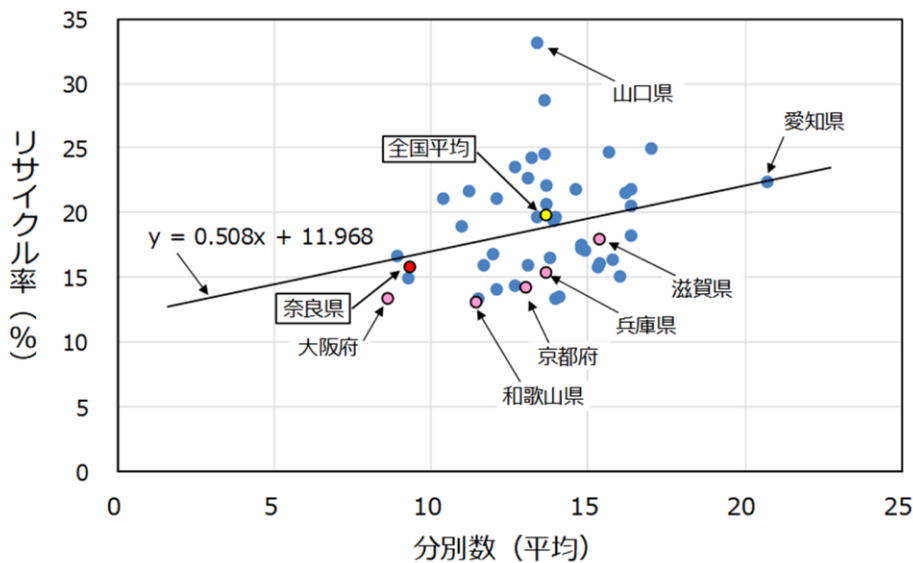
出典：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

注1）集団回収量:市町村が把握した集団回収量

注2）再生利用率=再生利用量÷総排出量

注3）プラスチック類には、白色トレイ、容器包装プラスチック、その他プラスチックを含む。

全国都道府県別のごみの分別数と再生利用率



出典：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）より作成

民間資源（古紙）回収業者アンケート結果

(単位：トン/年)

行政関与資源化		市中回収	拠点回収	事業所から		その他	総合計	行政関与 除く合計
集団回収	行政回収			収集分	持込分			
1,064	323	10	491	7,135	755	10	9,788	8,401

注1) 奈良県資源回収事業協同組合の会員を対象に、令和4年12月に実施したアンケート結果を集計した。

注2) 市中回収とは、民間資源回収業者が市中を巡回し、軒先の資源ごみを回収する方式を指す。

注3) 拠点回収とは、自治体設置以外のホームセンターやロードサイドに設置した拠点での回収を指す。

古紙の民間資源回収量を含めた拡大再生利用率（令和2年度推計）

(単位：トン/年)

ごみ処理量	行政関与資源化量			合計	再生利用率
	直接 資源化量	中間処理後 再生利用量	集団回収量		
408,321	15,749	25,265	28,123	69,137	15.8%

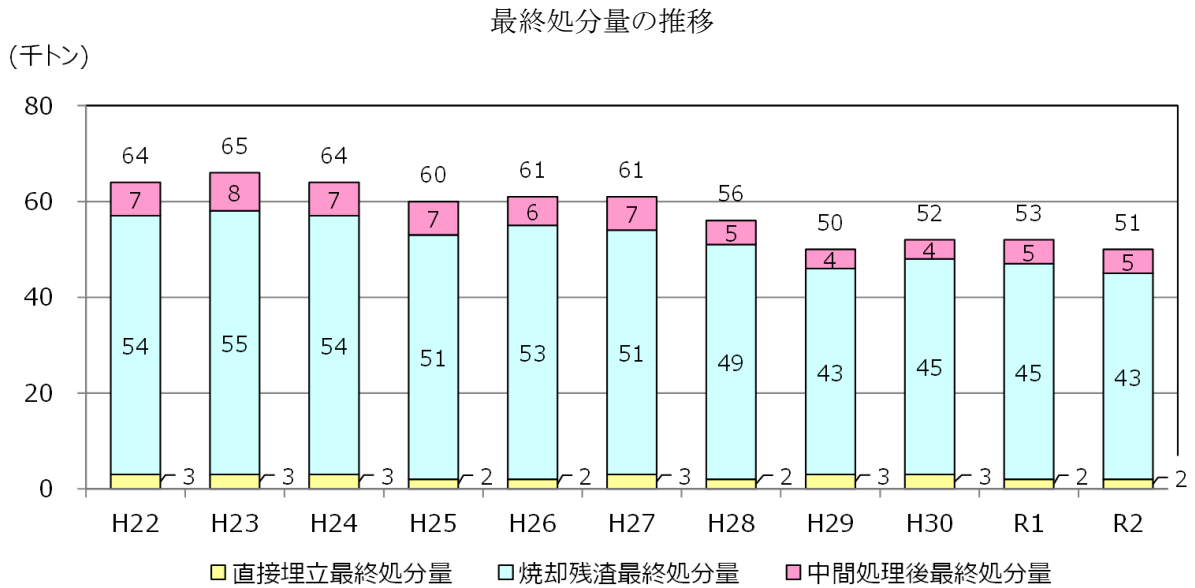
行政関与 資源化量	民間事業者 資源回収量	拡大 資源化量	拡大 再生利用率
69,137	8,401	77,538	17.6%

注1) 再生利用率＝行政関与資源化量÷（ごみ処理量＋集団回収量）×100

注2) 拡大再生利用率＝（行政関与資源化量＋民間事業者資源回収量）÷（ごみ処理量＋集団回収量＋民間事業者資源回収量）×100

○最終処分の状況

最終処分量の推移は下図のとおりです。令和2年度のごみの最終処分量は51千トンで、この10年間で約20%減少しています。



出典：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

最終処分量の推移

区分 \ 年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
総排出量 (千トン)	482	475	470	471	483	471	456	455	447	449	434
最終処分量計 (千トン)	64	65	64	60	61	61	56	50	52	53	51
(最終処分率：%)	(13.3)	(13.7)	(13.6)	(12.8)	(12.7)	(13.0)	(12.2)	(11.0)	(11.6)	(11.8)	(11.6)
直接埋立最終処分量	3	3	3	2	2	3	2	3	3	2	2
中間処理後最終処分量	7	8	7	7	6	7	5	4	4	5	5
焼却残渣最終処分量	54	55	54	51	53	51	49	43	45	45	43

出典：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

注) 最終処分率＝最終処分量÷総排出量

③ごみ処理施設の状況

ごみ処理施設は、焼却施設が 18 施設、燃料化施設が 1 施設あり、これらの一般廃棄物焼却等施設は、稼働後 21 年以上経過した施設が 13 施設と、全体の約 72%を占めています。また、粗大ごみ処理施設及び資源化等を行う施設が 28 施設となっています。

最終処分場は 7 施設あり、残余容量は 632 千 m^3 となっています（埋立終了の 3 施設を除く）。

市町村の焼却施設の設置状況（令和 2 年度末）

運転方式	施設数				合計	処理能力 (t/日)
	施設規模					
	～10t/日 未満	10～50t/日 未満	50～100t/日 未満	100t/日～		
全連続運転	0	0	0	9	9	1,925
准連続運転	0	2	1	0	3	130
バッチ運転	1	5	0	0	6	127
合計	1	7	1	9	18	2,182

出典：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

注 1) 全連続運転：1 日 24 時間連続稼働可能で、供給・移動・攪拌・排出が連続的に運転管理可能。排ガス等調整しやすい。

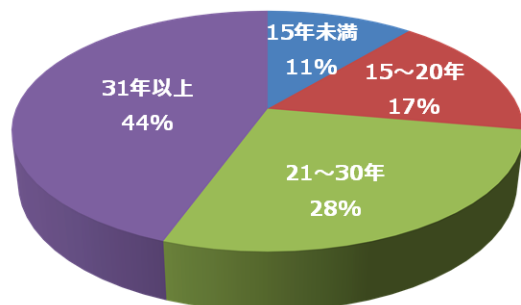
注 2) 准連続運転：1 日 24 時間の連続運転体制がとりにくい場合、16 時間運転可能。間欠運転に必要な施設を保有。

注 3) バッチ運転：1 日 8 時間稼働。火格子の一部又は全部が可動し、供給・移動・攪拌・排出が機械化されている。

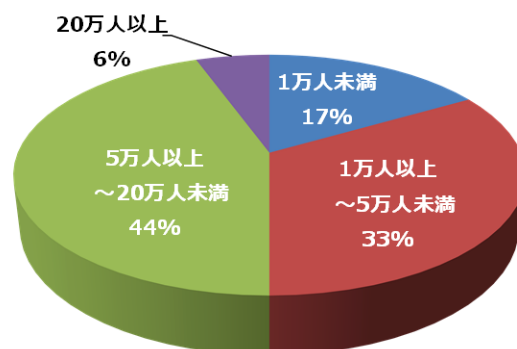
注 4) 休止施設は除く。

焼却処理施設の稼働年数・人口規模別の施設数割合（令和 2 年度末）

稼働年数別の施設数割合



人口規模別の施設数割合



出典：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

市町村の再生利用施設等の設置状況（令和2年度末）

施設種類	施設数				合計	処理能力 (t/日)
	施設規模					
	～10t/日 未満	10～50t/日 未満	50～100t/日 未満	100t/日～		
ごみ燃料化施設		1			1	35
粗大ごみ処理施設	4	6	1	1	12	323
資源化施設	14	2			16	85
合計	18	9	1	1	29	443

出典：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

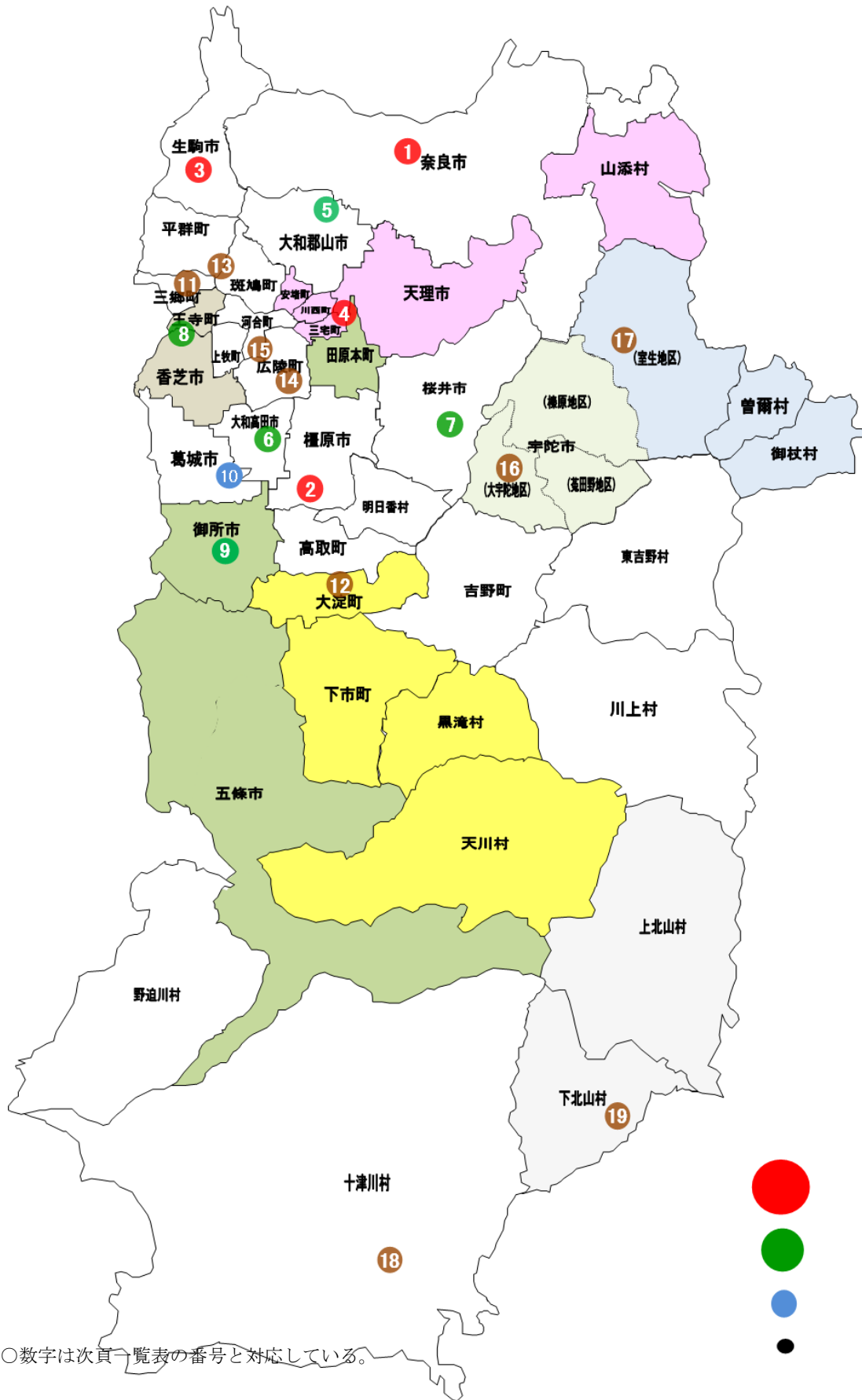
最終処分場の設置状況（令和2年度末）

設置主体	施設数	埋立容量(m ³)	残余容量(m ³)
市町村	10	2,104,013	632,112
民間業者	1	180,000	33,168
合計	11	2,284,013	665,280

出典：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

注）市町村の施設数、埋立容量は埋立終了の3施設を含む。

一般廃棄物焼却等施設（市町村・一部事務組合）



注) ○数字は次頁一覧表の番号と対応している。

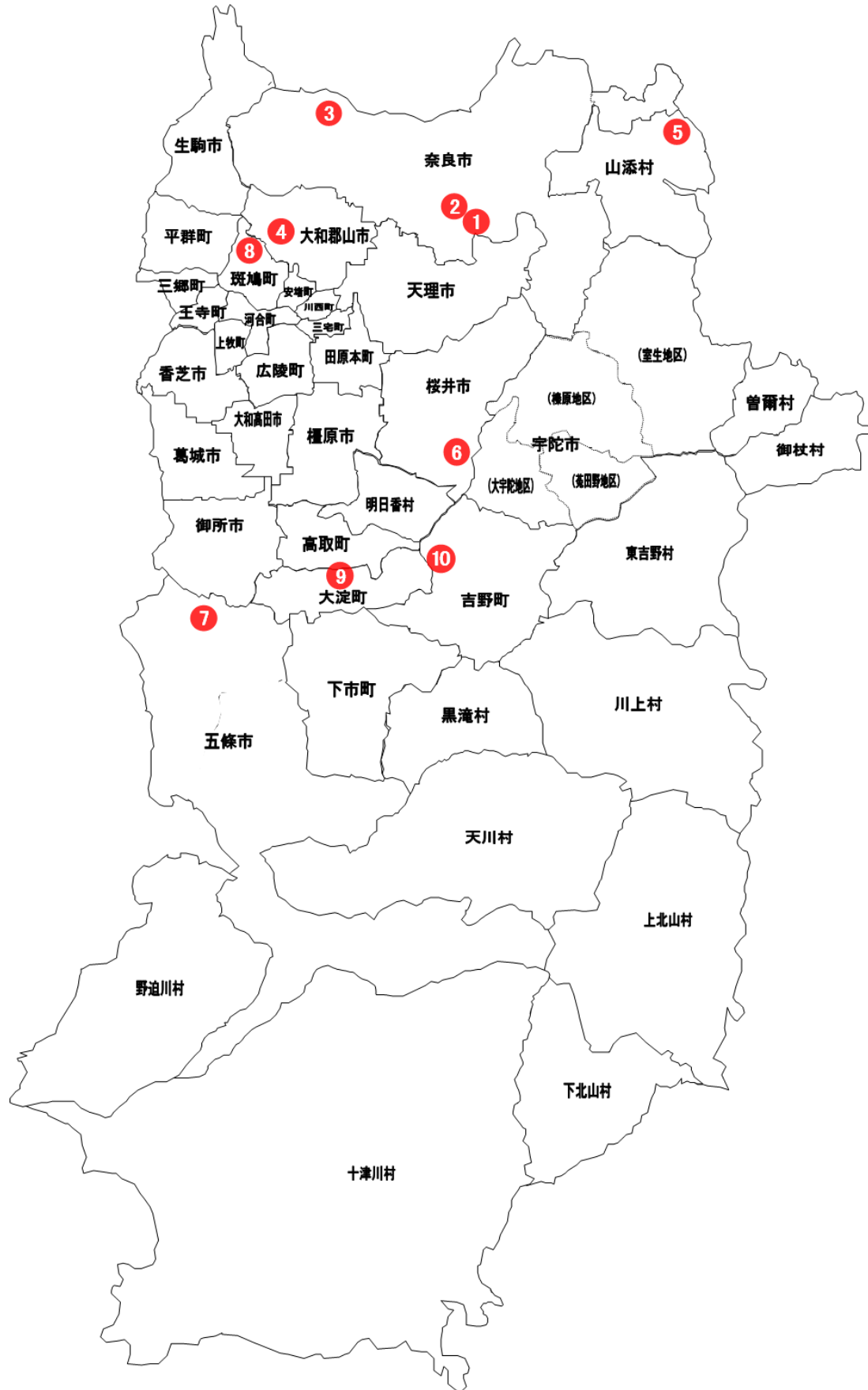
一般廃棄物焼却施設等の概要（処理能力順）

施設名	設置主体	設置年	経過年数	処理能力(トン/日)	ごみ処理(焼却) 広域処理等
1 奈良市環境清美工場	奈良市	S57 S60	40 37	120 360	
2 グリーンセンターかひはら	橿原市	H15	19	255	高取町、明日香村、吉野町、川上村、東吉野村
3 生駒市清掃センター	生駒市	H3	31	220	
4 天理市環境グリーンセンター	天理市	S57	40	220	山添村、安堵町、川西町、三宅町
5 大和郡山市グリーンセンター	大和郡山市	S60	37	180	
6 大和高田市グリーンセンター	大和高田市	S61	36	150	
7 桜井市グリーンパーク	桜井市	H14	20	150	
8 美濃園	香芝・王寺 環境施設組合	S57	40	150	香芝市、王寺町
9 やまとグリーンパーク	やまと広域 環境衛生事務組合	H29	5	120	御所市、五條市、田原本町
10 葛城市グリーンセンター	葛城市	H29	5	50	
11 三郷町清掃センター	三郷町	H2	32	40	
12 南和広域美化センター	南和広域衛生組合	H6	28	40	大淀町、下市町、黒滝村、天川村
13 平群町清掃センター	平群町	H4	30	35	
14 広陵町グリーンセンター	広陵町	H19	15	35	ごみ燃料化施設
15 河合町清掃工場	河合町	S52	45	30	
16 宇陀グリーンセンター	宇陀市	H9	25	27	
17 東宇陀グリーンセンター	東宇陀環境衛生組合	H8	26	20	宇陀市(室生区)、曾爾村、御杖村
18 十津川村衛生センター	十津川村	H4	30	10	野迫川村
19 上下北山グリーンセンター	上下北山 衛生一部事務組合	H15	19	5	上北山村、下北山村
合 計		-	-	2,217	休止中、廃止を除く19施設

注1) 経過年数は令和4年現在

注2) 休止施設は除く。

最終処分場（埋立、市町村・一部事務組合）



注) ○数字は次頁一覧表の番号と対応している。

最終処分場（埋立、市町村・一部事務組合）

自治体 （*：埋立終了施設）		埋立開始 年度	経過 年数	埋立容積(m ³)	残余容量(m ³)
1	奈良市（南部・第一工区）*	S56	41	305,000	0
2	奈良市（南部・第二工区）	S57	40	869,610	510,695
3	奈良市（緊急）*	H12	22	264,403	0
4	大和郡山市	S59	38	180,000	33,168
5	山辺広域（天理市）	H8	26	94,500	2,973
6	桜井市	H18	16	30,000	22,379
7	五條市*	H6	28	133,800	0
8	斑鳩町	S59	38	39,000	26,900
9	大淀町	S56	41	87,700	21,181
10	吉野広域行政組合	S58	39	100,000	14,816
	合計	-	-	2,104,013	632,112

出典：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

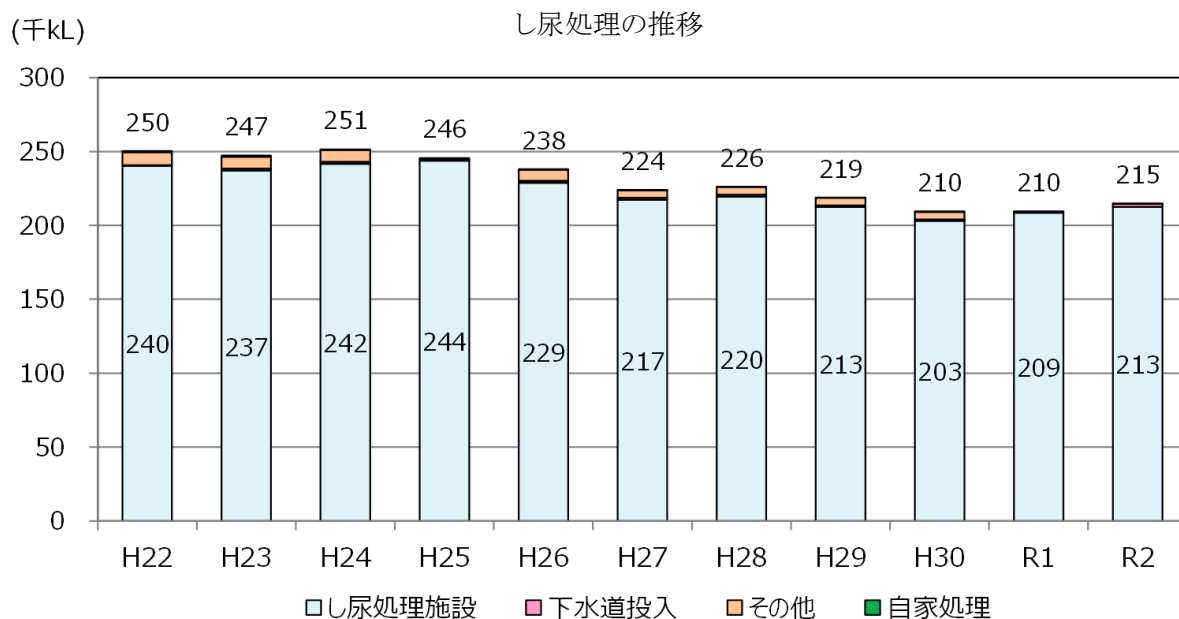
注）経過年数は令和4年現在、残余容量は令和2年度末現在

(2) し尿の処理

令和2年度のし尿等の排出量は215千キロリットルで、この10年間で約14%減少しています。

し尿の処理形態別人口は、下水道整備の促進や合併浄化槽の普及により、単独浄化槽人口及びし尿計画収集人口が減少傾向にあります。

令和2年度末における県内市町村のし尿処理施設は15施設となっています。

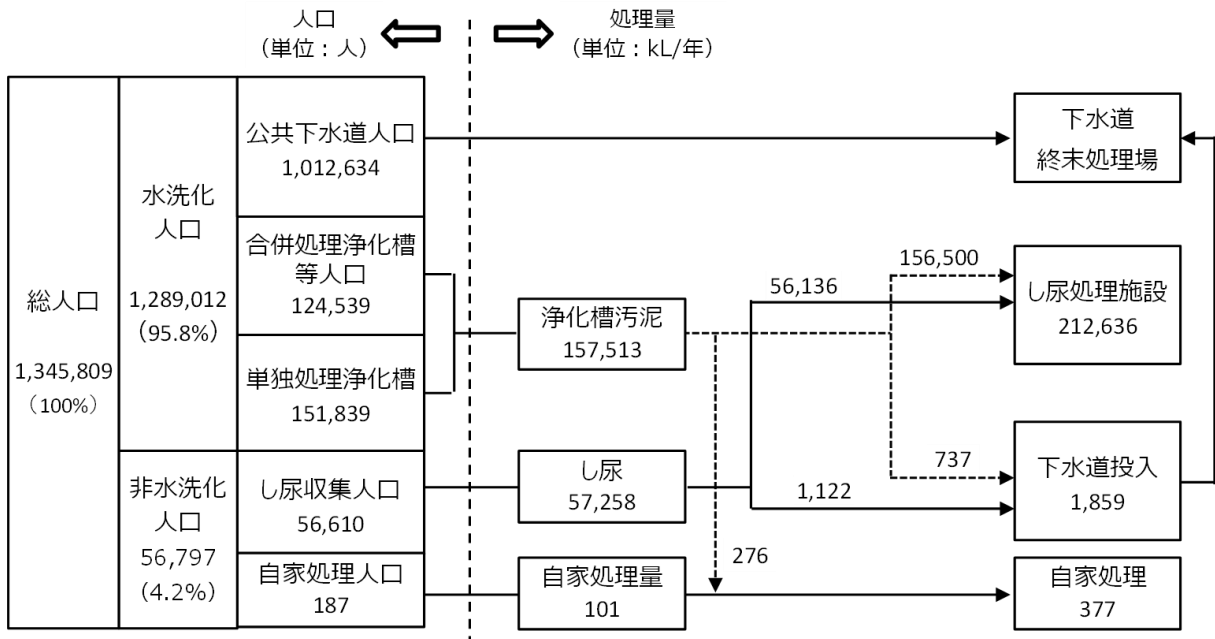


(単位：kL/年)

処理区分 \ 年度		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
計画 処理量	汲み取りし尿	81,467	77,214	74,852	71,938	68,052	65,642	63,592	59,710	57,446	55,158	57,258
	浄化槽汚泥	167,988	169,188	176,215	173,259	169,526	158,069	162,353	159,011	151,820	154,089	157,237
自家処理量		809	800	395	375	390	356	294	107	256	372	377
合計		250,264	247,202	251,462	245,572	237,968	224,067	226,239	218,828	209,522	209,619	214,872

出典：一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)

し尿処理の状況（令和2年度）



出典：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

注1）コミュニティ・プラント人口は合併処理浄化槽等人口に含む。

注2）四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。

処理形態別人口の推移

(単位: 人)

処理形態 \ 年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
総人口	1,417,151	1,411,454	1,409,575	1,404,418	1,396,355	1,388,771	1,381,251	1,372,314	1,363,288	1,354,624	1,345,809	
水洗化	公共水道	937,027	950,550	962,510	975,065	982,307	997,287	1,007,935	1,002,692	1,007,256	1,010,457	1,012,634
	コミュニティ・プラント	6,715	4,880	4,911	4,355	4,096	8,375	7,146	9,633	4,497	4,461	4,469
	合併浄化槽	120,917	132,080	152,772	143,899	146,169	138,216	134,428	135,483	137,826	133,238	120,070
非水洗化	単独浄化槽	253,112	232,880	202,240	195,919	185,141	175,648	168,301	157,749	149,637	146,375	151,839
	し尿計画収集	98,937	90,643	86,827	84,918	78,379	69,075	63,280	66,621	63,905	59,931	56,610
	自家処理	443	421	315	282	263	170	161	136	167	162	187
水洗化率 (%)	93.0	93.5	93.8	93.9	94.4	95.0	95.4	95.1	95.3	95.6	95.8	
下段: (全国値)	(92.1)	(92.6)	(93.0)	(93.5)	(93.9)	(94.3)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	

出典：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

注）「公共水道」は接続人口を示す。

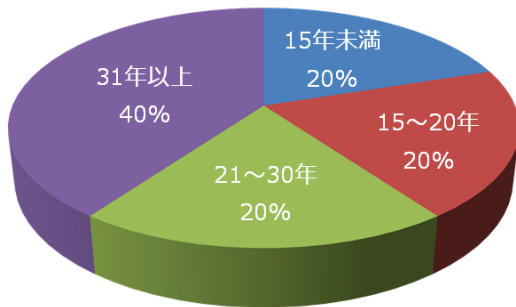
し尿処理施設の設置状況（令和2年度末）

種類	施設数	処理能力
し尿処理施設	15	909 kl/日

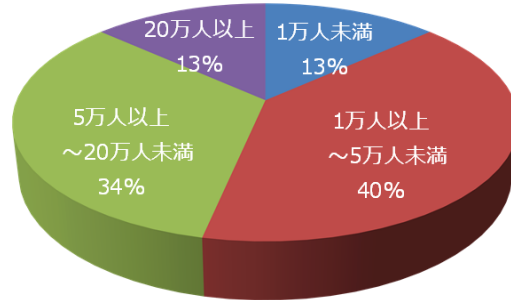
出典：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

し尿処理施設の稼働年数別・人口規模別の施設数割合（令和2年度）

稼働年数（令和2年度末）



人口規模別の施設数割合



出典：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

し尿処理施設（能力順）

自治体	設置年	経過年数	能力 (kl/日)	広域処理
1 葛城地区清掃事務組合	H15	19	240	大和高田市、御所市、香芝市、葛城市、三郷町、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、黒滝村、川上村
2 橿原市	H19	15	96	高取町、明日香村
3 奈良市	H15	19	90	
4 生駒市	H13	21	80	平群町
5 大和郡山市	H5	29	66	
6 天理市	H4	30	57	川西町、三宅町
7 桜井市	H3	31	51	
8 田原本町	S58	39	50	
9 五條市	H27	7	48	吉野町
10 斑鳩町	S52	45	40	
11 宇陀衛生一部事務組合	S63	34	35	宇陀市、曾爾村、御杖村、東吉野村
12 下市町	S56	41	27	大淀町
13 山辺環境衛生組合	S63	34	20	山添村、奈良市（都祁、月ヶ瀬地区）
14 十津川村	H22	12	6	
15 上下北山衛生一部事務組合	S46	51	3	上北山村、下北山村
合計	-	-	909	

出典：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

注）経過年数は令和4年現在